

○午前10時開議

○副議長（塚本よしひろ君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（塚本よしひろ君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木 博 君

おくの 晋 治 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より、録音、録画、写真撮影およびテレビ撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○副議長（塚本よしひろ君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

---

日程第1

一般質問

---

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

芹澤裕次郎君。

〔芹澤裕次郎君登壇〕

○芹澤裕次郎君 品川区議会自民党を代表して、通告順に従い一般質問を行います。

1点目に、シティプロモーションについて伺います。

品川区は、閑静な住宅街や開発地区、水辺、商店街など様々な一面を持つ一方で、品川区といえればこれといった万人に共通するイメージを持たれることが少なく、東京都民でも、いまだに品川区といえれば品川駅と勘違いされている場合もあります。これまでの区の様々な地域資源を生かしながら、品川区といえればあれだねと言われることを目指して、幾つか質問をいたします。

区がこれまで進めてきた観光資源の中でも、特に桜と水辺はこの数年で区長が強く推し進め、実現したものと思っております。品川区にとって桜は、江戸の頃から御殿山の桜が名所とされ、大井地区でも将軍から庶民に至るまで多くの方々に愛されてきたとの記載があります。大井の西光寺には樹齢300年以上と言われるチゴザクラがあり、同一品種が残っていないと考えられることから、非常に歴史的な価値のある桜も現存しています。

また、2016年に観光協会から区内さくらマップがつくられ、2018年には水辺千本桜計画が実施されるなど、着実に区内での認知度は上がってきているように感じます。この桜をさらに推進し、「東京の桜は品川区」と言われるようにプロモーションをかけてはいかがでしょうか。例えば、さくらまつり。毎年3月から4月にかけて区内各所でさくらまつりが行われてきました。桜の名のつく芸能人に観光大使をお願いし、区内の桜のPRをしてはいかがでしょうか。桜は、男性アイドルや女優、漫画家、格闘家など様々なジャンルの著名人の名前に入っており、多くの方々へのアプローチができると考えます。通年の起用が難しい場合にも、1日区長として桜シーズンの前をお願いをして、毎年交代することも可能

と考えます。さくらまつりの支援、観光大使、もしくは1日区長の著名人起用について、それぞれご見解をお聞かせください。

また、東京オリンピック・パラリンピックで活躍したホッケー日本代表のさくらジャパンにもご協力をいただきながら、ホッケー会場周辺の桜をより広げて、周辺道路に桜並木をつくれるよう提案しますが、いかがでしょうか。

キャラクターについても伺います。区ではシナモロールを観光大使に任命しながら、区独自の三競技応援キャラクターを公募で起用し、ラッピングバスやキーホルダー、LINEスタンプなどで活躍をされました。東京五輪が閉会し、一定の役目を終えたとも考えられます。ここでシナモロールに負けない新たな公式キャラクターを公募し、観光大使だけでなく、多くの場面で活用してはいかがでしょうか。三競技応援キャラクターも含めた今後の区のキャラクター活用について、ご見解をお聞かせください。

ほかにも、ご当地ナンバープレートもまさにご当地を代表するものとしてプロモーションできるものであります。品川ナンバーに桜のデザインの追加を検討してはいかがでしょうか。2018年からご当地ナンバープレートとしてイルカと品川宿のデザインがつけられていますが、昨今、イルカの飼育については世界的に反対の意見が多く、世界動物園水族館協会から通告を受け、日本動物園水族館協会では新規のイルカの購入を禁止しています。また、過去のアンケートでは、しながわ水族館の最寄り駅を品川駅と答える方が最も多く、品川ナンバーのイルカを別の水族館と誤解されている方も多くいることが推測され、これも品川ナンバーのイルカに対して課題と考えています。ナンバープレートによるシティプロモーションの今後について、ご見解をお聞かせください。

区有施設外の情報発信についても伺います。大崎駅には改札を出てすぐ大型のモニターがあり、様々な情報発信を行っています。大崎駅のように人の集まる拠点での情報発信は非常に効果があると推測されますが、まず大崎駅のモニターの情報発信について区の評価をお聞かせください。あわせて、水辺の拠点での情報発信についても伺います。区にとって水辺は非常に大きな観光の柱であり、これからもまだまだ伸び行く分野だと思えます。例えば、一昨年、五反田の大崎橋に完成した五反田リバーステーションは、五反田地区目黒川利活用協議会から区に対して地域合意を行い、区から民間へ占有許可を出して活用を行っています。桜やイルミネーションなど多岐にわたるイベントだけではなく、公園施設としても多くの利用がなされています。五反田の地域住民がリバーステーションを通じて他の地域に足を運んでみたいと思えるように、この拠点に壁面ビジョンやデジタルサイネージを導入し、情報発信を提案しますが、いかがでしょうか。

また、区は、2015年度から「わ！しながわ」をキャッチにシティプロモーションを進めてきました。一定の認知度は高まったものの、ここから先は横ばい傾向になることが推測されます。新たなキャッチを公募しながら、「わ！しながわ」も候補に残して、今後のキャッチをいま一度検討する時期にあると考えます。それぞれの見解をお聞かせください。

2点目に、メンタルケアについて伺います。

ある調査では、民間70万人分のストレスチェックを経年データで分析した結果、職場において特に20代の社員がストレス増加傾向にあることが分かりました。若手の社員はまだ主体的に業務を進めることが難しく、テレワークや会議、懇親会なども含めて、コミュニケーションの場が減ったことで周囲のサポートが得られず孤立し、ストレス状態になった可能性があると考えられます。まず、区が把握している区の職員のストレスチェックデータをどう分析されているのかお聞かせください。また、職場に慣れるまで若手職員に焦点を当てて、やりがいづくりやメンタルケアを求めますが、いかがでしょうか。あ

わせて、メンタルの不調により中長期休んだ職員に対して、復職後のフォローも非常に大切だと考えます。復職後、戻ってきてよかったと思える職場の環境整備を求めますが、施策展開をお聞かせください。

明るい環境づくりについても伺います。現在、区役所では、東日本大震災以降、節電として一部庁舎内の電球を使わず、電力の消費を落としています。私は以前、ゼロカーボンシティ宣言を品川区が独自で出すべきと提案しており、自治体が環境に配慮することは全面的に賛成をしますが、長引くコロナ禍の中では電球一つで心を明るくすることができると考えています。感染状況の先行きは見えませんが、ワクチン開発や接種のスピードは少しずつ追いついており、この1年が勝負になると考えます。例えばこの1年、期間限定で電球についてのみ節電をやめて庁舎内を明るくすることはいかがでしょうか。職員はもちろん、来庁者の心も明るくなるのではないのでしょうか。

明るい話題についても質問します。区の主催、共催する事業は年間大変多くの数があり、区民まつりやさくらまつり、学校の運動会など、そのイベントの多くは区民の心を明るくする効果があると思います。コロナ禍においては、常に担当課が感染状況を見極めながらなるべく実施を目指し、そして残念ながら、ほとんどが中止、延期、規模の縮小となりました。コロナ終息後にはコロナ前の例年の予算に戻すだけでなく、積極的な予算計上により、より多くの区民の心を明るくしていただければと思います。特に「ありがとう」や「おめでとう」には、その一言で言われた方の心を華やかにし、これまでやってきてよかったと思わせる効果があります。卒業式や成人式など「ありがとう」「おめでとう」と言えるタイミングのイベントには、より力強く区として支援をしていただければと思いますが、ご見解をお聞かせください。

3点目に、ふるさと納税について伺います。

初めに、区のふるさと納税に対する見解と取組について伺います。昨年8月、総務省から昨年度のふるさと納税による住民税控除額が発表され、特別区全体で約424億円もの減収となることが分かりました。これを受けて同月、特別区長会から国に対し、ふるさと納税の不合理な税制度の抜本的な見直しを緊急要望しましたが、ふるさと納税制度の見直しはいまだ行われておりません。以前からふるさと納税に関する品川区の考えとしては、不合理な税制度であり、特別区長会を通じて国に改善を求める姿勢と理解をしています。

しかしながら、ふるさと納税の各区への影響を比較すると、区民税に占める割合でいえば、品川区は23区中第5位と大きな影響を受けており、毎年流出額も大きくなっている現状を鑑みると、より積極的な対策が必要と考えます。我が会派からも議会で度々対策の強化を求める旨の質問を投げかけてまいりましたが、区は平成26年から特別区全国連携プロジェクトを展開しており、東京を含みます全国各地域が生き生きとしたまちづくりを進めて、共存共栄を図る。東京、全国各地域が抱える課題を共に克服できるよう、地域との連携をより深める取組を進めていると、姿勢を続けてきました。

特別区全国連携プロジェクトの内容は理解をしていますが、23区の中でもふるさと納税に対する取組の姿勢は濃淡があるように思います。品川区の返礼品は、最少で1万円、最大5万円のコースが用意されています。このプロジェクトに参加する東京23区の中で、5万円を超える返礼品を用意している自治体がどれほどあるのかお聞かせください。他の自治体と共存共栄を図る。そのために不合理な税制度の改正を特別区全体で要望を続けていく。この活動は大切なことだと思いますが、その上で用意された税制度の中で、財源確保のために適切に、より前向きに取り組んでいく姿勢が必要と考えます。そして、並行して制度の改正を粘り強く求めていくべきと考えます。区のこれからのふるさと納税に対する姿勢についてお聞かせください。

次に、対策のターゲットについて伺います。流入対策について、区は先ほど述べた特別区全国連携プロジェクトや特別区長会として反対していることもあり、積極的に大きな返礼品は用意していませんが、大手のふるさと納税サイトにも複数登録をしています。つまり、品川区としてふるさと納税制度を使っていく選択をしていると考えます。返礼品の金額の大小を問わず、数ある自治体の中から、もしくは膨大な返礼品の中から区の返礼品を選んでいただき、流入額を増やしていくためには、それぞれの返礼品のターゲット層を明確にするマーケティングが必須と考えております。例えばシナモロールはサンリオ自身がマーケティングを行い、独自のファンが根づいているため、9月1日現在、返礼品も売り切れとの表示があります。その他の区が用意した返礼品についてどのようなマーケティングを行い、選定されたのかお示してください。

ふるさと納税の返礼品ランキングを見ると、比較的安価な肉や魚、果物、ティッシュペーパーなど、食品、日用品のカテゴリーが多く、次いで比較的高価なリゾート宿泊や温泉、遊園地など、体験型のカテゴリーが人気となっています。ふるさと納税制度自体が寄附者の納税額が高いほどメリットを享受できる仕組みのため、まずは高額納税者をターゲットに考えてはいかがでしょうか。平均所得が例年1位の港区が隣接区でもあるため、例えば港区在住のファミリー層などを中心に考えていくと、家から日帰りで子どものために少しぜいたくな誕生日を送る。その思い出づくりを区がサポートすることは十分でき得ると思います。観光協会などと密に連携を図り、貸し切りの小型屋形船でスカイツリーを見て、豪華な食事をする。もしくは、区内のホテルのスイートルームの宿泊や、しながわ水族館でのふれあい体験などはいかがでしょうか。

ほかにも、外国人をターゲットとしたマーケティングも有効だと考えます。あまり知られていませんが、ふるさと納税は住民税を納めている方であれば利用でき、国籍は問いません。日本で働く外国人は、就労ビザの関係で原則日本人と同等か、それ以上の給与でいなければ在留許可が下りません。特に高度人材と呼ばれる資格となると高い収入となり、納税額も多くなります。現在のふるさと納税の返礼品の多くは、多くの自治体で日本人向けに考えられており、外国人向けのサイト等も見つけることができませんでした。競争の少ない外国人向けのふるさと納税返礼品として、例えば先ほど提案した屋形船に芸者をセットにしたプランや、しながわ宿場まつりでのおいらん道中のスタッフ参加など日本を感じることができるプランのチケットを用意し、ターゲットの外国人が母国から家族や友人を呼び寄せたときのプランとして打ち出すのははいかがでしょうか。

当然ターゲットへのアプローチも必要となります。海外では、日本人以上にSNSの文化が根づいており、SNSでの啓発は非常に効果があると考えます。例えば、昨年度オリ・パラ事業で行った区外在住者をターゲットにした外国人フォトグラファーによる2か国語のInstagram投稿事業を準用して、ふるさと納税制度と返礼品の魅力を発信してはいかがでしょうか。併せてご見解をお聞かせください。

現下の感染症の拡大防止を考えると、屋形船やホテルなどは自治体から推薦をしづらいという意見もあると思います。ただ、屋形船やホテルなどは感染症の影響を特に大きく受けた業界でもあり、かつ感染防止を徹底しながら、コロナ禍の終息を持っている業界でもあります。これらの業界をふるさと納税の返礼品に入れて、ふるさと納税の短期的な流入で終わらせずに、区内で体験していただくことで品川区を知ってもらい、広げてもらう。区外から区も区内産業も潤う積極的な施策展開を望みます。ふるさと納税を活用した区内産業支援について、ご見解をお聞かせください。

最後に、高齢者支援について伺います。

まず、認知症予防について伺います。新型コロナウイルス感染症による自粛は認知症にとって最悪の

環境とも言われ、外出の自粛、会話の自粛の長期化は、認知症の発症および進行を促すとされています。区が発行している品川“くるみ”認知症ガイドにも記載があるとおり、認知症予防は特別なことをやるというよりは、身近に日常で楽しみながら予防できる習慣化が大切と考えます。そこで、eスポーツによる認知症の予防・改善に着手してはいかがでしょうか。ゲームには好き嫌いのジャンルはありますが、誰もが楽しめる娯楽であり、かつ常に何かを考えなければ先に進まないゲーム性は、認知症予防に効果的とされています。オンラインゲームをはじめとするeスポーツは10代のイメージが強くありますが、インベーダーゲームが発売されて40年余り、当時のゲーム世代もいよいよ65歳を迎えようとしています。60代のスマホ保有率が8割を超える中で、簡単なゲームであれば抵抗感は少ないのではないのでしょうか。

例えば、区の高齢者施設に実証実験としてゲーム機やゲーミングPCを貸与し、その効果を測ってみてはいかがでしょうか。高画質のFPSなどでなければ、超高速インターネットや高性能PCといった大きなコストもかからず、かつ車の運転やパズルゲーム、リズムゲームなどは一つ一つの試合が短く、操作も簡単なことから、ハードルとして低いと考えます。ゲームによる認知症予防と施設での実証実験についてご見解をお聞かせください。

あわせて、多世代交流についても伺います。ゲームを活用する一番の効果は、やはりコミュニケーションにあると考えています。年齢や性別を問わず同じ競技を行い、対戦しながら、もしくは協力しながら、世代間交流を図ることができます。そこで、区の高齢者交流施設ゆうゆうプラザにて、多世代交流を目的にeスポーツの展開を検討してはいかがでしょうか。特に子どもが熱中しているタイトルにシニア層が参加することで、孫や地域の子どもたちと会話が弾むようになった事例があります。子どもだけで楽しむのではなく、必ず地域の高齢者とゲームをするルールを設けて、簡単なゲームを行うことでその場で地域住民同士の世代間交流が生まれ、ゲーム中にはその子どものお母さんも子育て相談など、地域とつながることができます。ゲームは若者のものと遠ざけるのではなく、うまくeスポーツを活用して地域の交流につなげていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、シティプロモーションについてお答えを申し上げます。

まず、桜に関するプロモーションですが、今年度インスタグラムを活用し、区民が桜の画像を投稿する「しながわ桜じまん」を実施いたしまして、100件を超える区内の桜の紹介がありました。今後もケーブルテレビ品川などを活用し、かむろ坂や目黒川をはじめとした桜の名所のPRに取り組んでまいります。桜の名を持つ著名人の活用などについては、ご提案の趣旨も踏まえ、その効果等を研究してまいります。

次に、区公式キャラクターですが、区では平成29年2月にサンリオの人気キャラクターであるシナモロールを観光大使に任命し、様々な場面で活用することで区のイメージアップに大きく貢献しているところであります。また、東京2020大会開催に当たり、三競技の応援キャラクターを公募により選定し、機運情勢に大きく寄与してまいりました。大会終了後もレガシーとして継続する事業におきまして、引き続きキャラクターの有効活用を図ってまいります。なお、新たなキャラクターの公募につきましては、現在、区の各課でもかなりの数の独自キャラクターがある状況も踏まえまして、これから研究してまいります。

次に、ご当地ナンバープレートですが、平成30年度に公募により決定いたしましたしながわ水族館のイルカと東海道五十三次品川宿をあしらったデザインのナンバープレートを希望者に交付しております。

大変にご好評をいただいているところであります。今後、ご提案等に配慮しつつ、さらなるシティプロモーションにつなげるデザインの更新について研究を重ねてまいります。

次に、大崎駅のウェルカムビジョンですが、現在、区の広報番組や地域企業のPRなどを放映しており、地域のにぎわい創出の面からも効果はあるものと考えております。五反田リバーステーションへの展開につきましては、地域のご意見も伺いながら検討してまいります。

次に、「わ！しながわ」のキャッチコピーですが、6年間の発信により区民にも定着しております。地域の活動の中でも使われる頻度が増してきておりますので、今後も活用を続けていきたいと考えております。

その他の質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、メンタルヘルスケアとふるさと納税に関するご質問にお答えします。

初めに、区職員のストレスチェックについてです。ストレスチェックは、自らのストレス状況についての気づきを促し、ケアを必要とする個人へのサポートとメンタル不調のリスクを低減することを目的として実施しております。あわせて、職場におけるストレス要因を評価した集団分析表を基に、職場環境の改善にもつなげております。若手職員、特に新規採用職員に対しては、新任研修においてメンタルセルフケア研修を実施するとともに、配属職場において育成担当者を指定し、育成とメンタルケアの両立に努めているところです。

次に、メンタル不調により長期に休んだ職員に対しては、医療機関等で実施する職場復帰に向けたリハビリテーションプログラムを利用しています。生活リズムを整えた上で、区の職場で行う慣らし勤務の訓練に入ることにより、円滑な職場復帰に向けた環境を整えているところです。

次に、節電につきましては、品川区環境基本計画の推進のため、区は率先して取組を継続しております。第二庁舎はLED化した照明を全て点灯しておりますが、本庁舎は労働安全衛生法の基準を満たした明るさを保ちつつ、節電を継続しているところです。ご提案につきましては、効果も含め研究してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症終息後の区主催・共催の事業についてですが、区ではコロナ禍においても開催方法を工夫しながら、可能な限りの事業実施に努めてまいりました。しかしながら、やむを得ず中止せざるを得なかった事業も多数あり、残念な思いを抱かれた方も多くいらっしゃると思います。コロナ終息後は、区民の皆様が少しでも明るく前向きな気持ちになっていただけるよう、各種事業を積極的に企画立案し、実施してまいります。

次に、ふるさと納税についてです。

まず、周辺自治体の状況でございますが、23区中5万円を超えるふるさと納税額に対する返礼品を用意している区は9区でございます。現行のふるさと納税制度は、減収により区の財政運営に深刻な影響を及ぼすとともに、返礼品の受領の有無による区民間の不公平の発生等制度をめぐる様々な問題があり、抜本的な見直しが必要と考えております。その上で、本区と接点を持つことで思い出づくりをしていただき、その後も本区に来訪したり、関心を持ってもらえるような返礼品とする考えです。令和2年度に導入済みのフライトシミュレーターなど体験型中心の返礼品の選定や、寄附の目的を明示したガバメントクラウドファンディングの工夫を進め、寄附額の増加に努めてまいります。

次に、マーケティングについてですが、区では、国の定める地場製品の基準に合致し、区のPRに活

用できる品目か否かを目安に返礼品候補を個別に調査し、選定を行っております。

次に、近隣区の高額納税者のターゲット化についてです。区では特定の地域の在住者に限定せず、他自治体のプランや注目度等を参考にしつつ、引き続き幅広い地域や所得の方が寄附を行いやすい環境整備に努めてまいります。

また、外国人からのふるさと納税についてですが、現在、外国人にターゲットを絞ったマーケティングは行っておりません。国籍を問わず多くの納税者から品川らしさを実感してもらえる返礼品を検討してまいります。その中で、外国人に対する周知啓発について、SNS等効果的な情報発信手法についても研究してまいります。

最後に、区内産業支援についてですが、新型コロナウイルス感染症を主な要因として打撃を受けている観光業界等の支援を考えています。業界団体等とも連携し、ふるさと納税返礼品として提供できる屋形船等の体験型返礼品などを模索し、選定に向け検討してまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

**○福祉部長（伊崎みゆき君）** 私からは、高齢者支援についてお答えします。

まず、認知症予防についてです。認知症予防については、食生活、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などが、発症を遅らせる可能性があることが示されています。現在、企業や大学と協定を結び、eスポーツによる健康増進効果を調べる実証実験を実施している自治体があることは認識しております。また、高齢者がゲームを行うことで認知や記憶能力が向上する可能性があるという大学の研究結果もあるところですが、現時点では認知症予防については効果測定が十分でないことから、実証実験の動向を注視してまいります。

次に、ゆうゆうプラザにおける多世代交流のためのeスポーツの展開についてです。ゆうゆうプラザでは、現在、様々な多世代交流事業を実施しております。今後、eスポーツを通して高齢者が幅広い世代と交流することについて、利用者のニーズや事業の効果などを踏まえ、研究してまいります。

**○副議長（塚本よしひろ君）** 以上で芹澤裕次郎君の質問を終わります。

次に、若林ひろき君。

〔若林ひろき君登壇〕

**○若林ひろき君** 品川区議会公明党を代表し、一般質問を行います。

初めに、子どもの発達相談について質問します。

障害児者総合支援施設に設置されている子ども発達相談室は、保護者の最初の気づきの段階から障害児利用支援計画が作成されるような子どもまでと広く発達に関する相談ができ、障害児および障害福祉の両面で重要な役割を担っています。相談では、理学・作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等が配置され、話す・聴くなど言葉の発達、遊びとコミュニケーション、物を持つ・トイレをするなどの日常動作、歩く・座るといった運動面など、専門的な相談を受けることができます。

ただ、利用希望家庭が多く、相談待ちや予約が取りづらい状況となっています。区は、既存の子ども発達相談室というものをきちんと機能させることとしています。また、品川児童学園と同様な機能を持つようなどころが必要とし、新たな相談室の設置を目指しています。

区内の指定障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所の中には、臨床心理士等による発達相談を行える事業所があります。また、保健・子ども支援施設でも有資格者による相談業務が行われていますが、特に保健センターは、乳幼児健診により最初の診察所見、正常とは異なる様子が認められ、経過観察や発達健診、心理相談が行われていることから、発達に関する拠点としての役割強化と事業所との連携機

能の強化で区内の相談支援の充実を図っていただきたいと思います。

そこで、1つ目に、発達相談の法的な規定や補助金など制度的な仕組みをお知らせください。また、増設が計画されている児童発達支援センターとの関係性もお知らせください。

2つ目に、現発達相談室の機能強化では、有資格者の確保など業務の質の確保と初回相談までの待機期間の解消、相談件数の増加を図る取組をお聞きします。

3つ目に、新たな相談室の設置について、新たな事業所の誘致のお考えや進捗状況をお聞きします。

4つ目に、相談支援事業所等を活用した発達相談場所の拡充についての見解と設置のお考えをお聞かせください。

5つ目に、保健センターに専門心理士の配置等発達の相談・支援の機能を強化すること、事業所との連携強化についてお考えをお聞きします。また、自立支援協議会子ども支援部会で昨年度から検討課題となっている発達支援に関する検討状況をお知らせください。

次に、今後の障がい児者施策について質問します。

障害者施策は、1981年の国際障害者年以降、障害福祉の理念、ノーマライゼーションの考え方が浸透することによって大きく変わっていきました。ノーマライゼーションとは、誰もが社会の一員であり、社会的弱者に変化を求めるのではなく、社会の在り方そのものを変える、障害者がありのままに生活できるように社会が変わっていく理念とも言えます。この理念は、日本においては93年障害者基本法に反映され、2011年改正では、全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を共有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すると掲げられました。

理念の具現化へ制度、施策も大きく変化していきました。戦後、日本の障害者施策は措置制度によって進められ、行政と措置委託された社会福祉法人により、公民を問わず一定の標準的なサービス水準を維持・向上することができました。そして、基本法制定後の03年、ノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度が導入されました。これ以降、障害者の主体性を尊重するため、自らがサービスを選択・決定し、利用者は直接事業所と契約することとなりました。そして、05年の障害者自立支援法では区市町村がサービス提供主体と定められ、責任を持ってサービス提供を行うことになりました。さらに13年、「自立に向けて支援を行う」から、「障害のある人がその人らしく地域で生活するために支援を行う」という理念を新たに定めた障害者総合支援法が施行されました。

長い措置制度の時代を経て、支援費制度、自立支援法、総合支援法と、10年間で3回もの障害者施策の制度、法律が大きく変わっていききましたが、施策の動向は、明らかに当事者の希望、ニーズを聞き、サービスをつくり、提供するに変わりました。措置の時代は当事者との距離が近く、直接的に必要なサービスを押し量り、かつサービスを提供する区が現業機能を有していたことは、区の障害者施策が評価された一面ではないでしょうか。

一方、新制度以降は、制度の管理運営機能が主な区の役割となり、また、利用者と事業所の直接契約となったことから、区として当事者との関わりが少なくなった面があるのではないのでしょうか。先進的と評価された取組のよい点を再確認し、当事者とともにサービスの充実を図るといった現制度の方向へと進んでいていただきたいと思います。

そこで、1つ目に、全国に先駆けて障害者施策を開始した品川区として、さらに積極的に施策に取り組むため策定した障害者基本計画の基本理念、「自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現」について、改めて区の思いや障害のある方へのメッセージをお聞かせください。



2つ目に、その理念の下、区の取組の姿勢は、具体の施策の実現が伴わなければなりません。当事者ととも策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標の着実な実現のお考え、取組を伺います。

3つ目に、当事者や団体との意見交換、意思疎通の場は、ともにサービスの向上を図り、理念にのっとった施策の展開に必要ではないでしょうか。お考えをお聞きします。

次に、高齢期の健康について質問します。

コロナ禍、自粛をしている高齢者の中には、フレイルの兆候を感じている方も少なくありませんと区も呼びかけているように、加齢に伴う心身の機能低下により要介護状態に近づく、いわゆるフレイルの進行が懸念されています。区では、後期高齢者歯科健診で行っている体と口腔のフレイルチェックのデータを今年度評価委員会で分析し、健診の効果等の検証を実施することになっています。

東京都が介護予防チェックリストを用いて行った調査では、65歳の時点で6%の方が既にフレイルであり、75歳までに急激にフレイル状態になる方は17%もいるという結果でありました。この結果から、65歳から74歳の時期はフレイル予防を意識した取組を開始する時期であり、取組の柱は、栄養、体力づくり、人とのつながりづくり、加えてお口の健康の3プラス1と呼びかけています。

したがって、フレイルの内容や言葉が浸透している状況をつくり、高齢期に入る方がフレイルチェックに触れる機会を多く設定することが大切です。また、現在は、介護予防事業につなげるためのフレイルチェックという位置づけが強く、生活機能が十分にある方や健康づくりに意識のある方の関心も引くような位置づけも必要ではないでしょうか。

機会の設定では、介護予防パンフレットにもあるように、口の健康を保つこと、口腔機能の維持向上も大切な要素であり、歯科健診の活用も考えられます。後期高齢者歯科健診のように、65歳と70歳での成人歯科健診では、オーラルフレイルも含めたフレイルチェックを行うことや、さらに進めて高齢期以降は毎年歯科健診を行う取組、また国保基本健診でのチェックの導入など、高齢期の保健事業の中で取り組める場面は多いのではないのでしょうか。後期高齢者歯科健診に取り組む区の先進性や強みを生かしていただきたいと思えます。

また、楽しみがあることは、健康づくりやフレイル予防の実践が長続きする一つの要素です。ある自治体では、フレイル対策モデル事業として、自主グループ・通いの場参加者に歩行機能など体力測定を行った結果をお知らせしたところ、「今の状態を知ることができた」「同年齢との比較は分かりやすい」「日頃の取組が数字で見える」と好意的な評価が得られ、行政にとっても、「気づかなかった一人ひとりの特徴を捉えて指導ができる」「参加者と一緒に眺めることで、共通理解が得やすい」と、身体状態の見える化の効果を報告しています。ICTを活用した取組ですが、所管がまたがることなどから、手探り状態の保健事業と介護予防の一体的実施への入口となるのではないのでしょうか。

そこで、1つ目に、高齢期のフレイルチェックについて、保健および介護事業の中での位置づけをお聞きし、普及のお考えをお聞かせください。

2つ目に、国保基本健診や高齢期の歯科健診でのフレイルチェックの実施についてお考えをお聞きします。

3つ目に、健康づくりや介護予防事業に参加された方の体力測定など効果の見える化についてお考えをお聞きします。また、保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況や今後の取組のお考えをお聞かせください。

次に、認知症施策について質問します。

第8期品川区介護保険事業計画では、要支援・要介護認定者のうち、認知症の症状のある方は2020年度で約1万4,000人で、このうち特に見守りや支援が必要な方、日常生活自立度Ⅱ以上は、20年度の約9,500人から30年度には約1万1,500人と推計されるなど、認知症が重症化する方が多くなっていく傾向が示されています。8割以上の認定を受けていない方の中にも認知症が疑われる方は確実にいらっしやり、進行とともに周囲が対応に戸惑う事例が散見され、区窓口等でも同じ思いを持たれているのではないのでしょうか。

令和3年版厚生労働白書、「新型コロナウイルス感染症が国民生活に与えた影響と対応」では、自粛生活により、高齢者の1週間当たりの身体活動時間は3割、60分もの減少となり、同居人以外との会話では、1人以下の人としか会話をしていない人は4割を超え、「誰とも話さない」が2割を占めました。認知機能の低下する方の増加が一層加速することが懸念されます。

公明党は、かねてより認知症施策の国家戦略策定を提案し、17年には政府に総合的な認知症施策の推進に向けた提言を提出しました。この間、政府は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、19年には認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することが示されました。

「共生」面では、認知症サポーターにスポットを当て、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座の拡大や、サポーター等が支援チーム・チームオレンジをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につながる仕組みを地域ごとに構築していくとしています。区で養成した認知症サポーターは1万数千人程度ですが、ステップアップを図り、日常生活の中で声がけや見守り、手助けといった行動・活動を行っていただくことが次のステップです。行政が関わるチームオレンジはサポーターの活動の場となり、近隣に頼れる人が少ない当事者や個人的な人間関係では関係機関や医療を進めることにちゅうちょする周囲の方にとっても心強い取組となることが期待されます。

「予防」面では、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、社会参加活動、学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。アメリカ・ラッシュ大学医療センターが、読書やゲームなどの認知活動を活発に行うことで、アルツハイマー病の発症を最長5年遅らせる可能性のあることを報告するなど、様々な研究や試みが進んでいることと思います。また、認知症の特徴として、記憶障害などの認知機能の低下以外にも、当事者が自らを表現することが難しいことや、そもそも認知症であることの自覚の低下が挙げられています。したがって、毎年定期的に認知機能の状態を測り、本人の気づきをサポートする仕組みを構築することも必要です。

そこで、「共生」の面からお尋ねします。1つ目に、認知症サポーターは、現在どのくらいの方がどのような活動を行っているかお知らせください。

2つ目に、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座開催のお考えをお聞きします。

3つ目に、認知症サポーター等が地域で支援チームをつくることについて、お考えや展望をお聞きします。

「予防」の面から伺います。4つ目に、本年度予定されている通いの場は住民主体による活動となりますが、運動・フレイル予防のほか、認知症予防メニューなど、住民目線で独自の取組も行います。特色ある通いの場へのお考えをお聞きします。

5つ目に、今年度から始まる認知症検診事業の内容をお知らせください。その上で認知症チェックを毎年定期的に行えるよう、検診の対象年齢は毎年齢とするよう求めます。また、チェックの機会は複数あったほうがよいことから、国保基本健診や後期高齢者健診で認知症チェックを取り入れること、そし

て、早期に適切な介入、支援を行う仕組みづくりについてお考えをお聞きます。

最後に、コロナ禍、自宅療養者の医療について質問します。

4回目の緊急事態宣言下、デルタ株の蔓延等により、区内新規感染者、自宅療養者等が急増し、8月22日までの1週間は過去最多となるなど、再び健康観察などの保健所業務は遂行が困難な状況、逼迫する状態となりました。陽性判定後自宅療養となった方は、保健所の健康観察を受けることとなりますが、容態の悪化や急変した際に医療の介入の仕組みがないことから、自宅療養者への医療提供体制を整備することが課題となりました。

東京都では、夜間・休日に往診等を実施する自宅療養者向け医療支援システムの構築を示しています。また、東京都医師会は、往診医師等の派遣を行う支援強化を打ち出しています。品川区では、自宅療養者がオンライン診療を受けられるシステム、いわゆる品川モデルを導入しました。災害級の対応をと叫ばれていますが、災害時医療の重要項目とされるトリアージ、治療、搬送になぞらえれば、自宅療養者の軽症、中等症、重症を的確に時を逃がさず判断し、入院を含めた適切な医療を施せる機動的な医療提供体制がつくられていなければなりません。

したがって、1つは、妊婦も含めた自宅療養者の相談や容態変化、悪化に迅速的確に対応できるオンライン診療、訪問診療、保健所の体制。2つ目に、軽症者らへの抗体カクテル療法やその他治療薬等の投与を迅速に行える移送支援も含めた体制。3つ目に、酸素投与が必要となった場合の医療施設・機関、または自宅で酸素吸入を受けられる体制や酸素濃縮器の確保・供給。4つ目に、妊婦も含め入院調整が不調となった場合や、入院後回復した患者の受入れ病床の確保などであります。

診察、診断、治療という一連の診療行為は、オンラインであれ、訪問であれ、それを必要とする自宅療養者へ適切に提供される仕組みが必要ということで、医療機関等と一層の緊密な協議・調整を図り、強力に推し進めるよう強く要望いたします。保健所の逼迫に全庁挙げての応援、また、医療関係者の方々の献身的な業務遂行に感謝を申し上げ、質問いたします。

1つ目に、オンライン診療、いわゆる品川モデル導入の経緯と内容、利点、特徴について、一般的なオンライン診療との違いも含め、説明をお聞きます。

2つ目に、東京都事業なども含め、自宅療養者への医療提供の仕組みはどのように考えられているのか、全体像をお聞きます。

3つ目に、災害級の対応という点について、区の捉え方をお聞きます。その上で、4点挙げましたが、医療提供体制の整備のお考え、今後の取組をお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。ご清聴、大変にありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

**○区長（濱野健君）** 私からは、今後の障がい者施策についてお答えを申し上げます。

まず、障害者計画の基本理念につきましては、障害者本人の主体性を尊重し、自己選択・自己決定の下に、個人としての尊厳のある生活を営むことのできる地域社会の実現を目指すという区の考えを示したものであります。今後は、第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画の着実な推進に取り組むとともに、計画推進委員会を設置して計画の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて改善・見直しを行ってまいります。

次に、当事者や団体の方々とは、これまでも障害福祉計画策定委員会や自立支援協議会、手話言語条例制定に向けた打合せの場で意見交換を行ってまいりました。現在も、条例制定後のPR等について関係団体と意見交換しながら進めているところであります。今後も当事者や団体のご意見等を踏まえて施

策の展開を図ってまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

**○福祉部長（伊崎みゆき君）** 私からは、子どもの発達相談と認知症施策についてお答えいたします。

まず、子どもの発達相談です。児童発達支援センター品川児童学園に設置している子ども発達相談室は、発達が気になる子どもの相談の場として区が独自事業として行っており、法の規定や補助金の対象外の事業です。児童発達支援センターとしての地域の障害児や家族への相談、障害児施設への助言等を行う地域の中核的な療育支援の機能の充実を図るため、設置をしております。現在、小山台住宅跡地に計画中の児童発達支援センターについても、同様の機能を置くことを検討しております。

次に、子ども発達相談室においては、心理士や社会福祉士を加配するなど相談体制を強化するとともに、専門性を向上させるために職員研修を充実させ、育成を行っております。初回相談までの待機期間の解消を図るため時間の調整を行い、1日の相談件数を増やせるよう取り組んでいるところでございます。今後は、引き続き職員のスキルアップを行いながら、相談室の運営方法の改善を図ってまいります。その上で、新たな子ども発達相談室を増設する必要性について検討をしております。

次に、障害児相談支援事業所等の活用についてです。子ども発達相談室は、療育を受ける前の段階の発達が気になる子どもを対象としています。一方、相談支援事業所等は、療育が必要と判断された子どもの継続的な相談・支援を行う場であり、それぞれ専門性が異なります。また、保護者の子どもの障害受容にも配慮する必要があることから、相談支援事業所等への併設は難しいと考えております。

次に、保健センターにおいては、乳幼児健診等で専門の心理士が発達に心配がある子の経過を見ながら、相談にも応じています。その上で、療育の観点から専門的な見立てが必要と思われる方に対して、子ども発達相談室を紹介しています。引き続きそれぞれの役割に応じ、保健・福祉の連携を図ってまいります。

また、自立支援協議会子ども支援部会では、関係機関との連携体制を強化できるよう取組を進めているところでございます。今後も、それぞれの機関における支援や連携の充実を図り、療育支援体制の整備を進めてまいります。

次に、認知症施策についてです。初めに、認知症サポーターについてです。区の養成講座を受講した方は、現在、延べ1万8,505人で、受講後は、講座で得た知識を生かして、日々の生活の中で近隣の認知症の方や家族を適切に手助けしていただいています。また、サポーターのレベルアップを図るため、ステップアップ講座を実施しており、今後、より多くの方にご参加いただくよう周知に努めてまいります。

次に、サポーターの活動につきましては、職場や地域などそれぞれの環境の中で認知症の方や家族の支援を行い、活躍の場を広げていただきたいと考えております。現在、養成講座の講師や認知症カフェの開催など、地域で活動されている方がいらっしゃいます。

次に、通いの場についてです。運動不足の改善や社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示されています。このことから、通いの場において交流など活動を行うことは、認知症予防に効果があると考えています。区民が主体となって運営する通いの場で特色ある活動が展開していくよう、必要な支援をしております。

次に、認知症検診は、早期診断・発見を図ることで、早い段階から本人と家族が今後の治療や方針を考える時間を持ち、適切な治療や支援を受けることを目的としています。内容や対象年齢については、

医師会の意見を伺いながら、引き続き効果的な方法を検討してまいります。なお、開始時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、慎重に検討してまいります。国保基本健診および後期高齢者健診については国の基準により実施しており、令和2年度より後期高齢者健診の間診票に認知機能などが追加されています。今後も早期に本人が認知機能の低下に気づき、支援につながるよう進めてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、高齢期の健康についてとコロナ禍、自宅療養者の医療についてお答えします。

まず、高齢期の健康についてのうち、フレイルチェックの保健および介護事業での位置づけと普及の考えについてです。品川健康プラン21ではフレイル対策を重点的に取り組む施策に位置づけており、地域の健康づくり活動や出張健康教育などの機会を通じて普及啓発を進めております。フレイルチェックにつきましては、現在のところ実施はございませんが、高齢者を対象とした健康増進事業の中で簡易なチェック項目を加えるなど、導入について検討してまいります。

また、介護予防事業では、介護認定などを受けていない75歳以上の高齢者の心身の状態を確認していただくため、フレイルについての調査票を送っています。回答いただいた方には、アドバイス票を作成し、介護予防事業等のご案内と併せて送付することで予防への取組を促しております。

次に、国保基本健診や成人歯科健診等でのフレイルチェックの実施についてですが、国保基本健診は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防を目的に実施しており、現在のところ、フレイルチェックの実施は考えておりません。また、今年度、後期高齢者歯科健診の検証を予定しており、成人歯科健診等のフレイルチェックについては、今後の検討課題と考えております。

次に、健康づくりや介護予防事業に参加された方の体力測定や効果の見える化についてですが、区では、カラダ見える化トレーニングなど運動系介護予防事業に参加された方へ、開始時と終了時に体力測定を実施し、結果票を渡しています。客観的なデータの変化を確認できることで、参加者のやる気を促進する効果があると考えております。保健事業と介護予防の一体的実施については、これまでに区が実施する保健事業や介護予防事業の洗い出しを行っており、令和5年度実施を目標に関係部署で連携し、検討してまいります。

次に、コロナ禍、自宅療養者の医療についてお答えします。

初めに、オンライン診療についてです。自宅療養者の軽症患者に対し、医師が対面ではなくオンラインによって診察や薬の処方を行い、薬は薬局から患者宅へ届ける仕組みで、本年4月より医師会・薬剤師会の協力の下、開始しました。かかりつけ医等あらかじめ特定の医師と1対1で診療を受けるのが一般的なオンライン診療ですが、いわゆる品川モデルでは、ウェブ上の仮想待合室機能を利用し、診察希望の患者と登録済みの複数の医師をネット上でマッチングする仕組みで、迅速かつ効率的に診療につながる特徴です。

次に、自宅療養者への医療提供ですが、保健所が連日療養中の患者の体調を電話またはウェブで確認し、症状や病態に応じた医療につなげています。薬剤の処方が必要な場合にはオンライン診療や電話再診を、検査や点滴等の治療が必要と判断した場合は外来受診の調整や往診の手配を行っています。妊婦についてもオンラインで産婦人科による診察を行うとともに、酸素投与が必要な患者は酸素ステーションへの移送や、往診により酸素濃縮器で酸素投与を行いました。

今回の第5波の感染拡大においては、8月の中旬から中旬にかけて入院が必要な患者が入院できない

状況となり、都は入院病床や宿泊療養施設のさらなる確保、酸素ステーションの整備、夜間往診医の確保など医療提供体制整備を順次行うとともに、国、都がさらなる病床の確保について要請しているところです。保健所においては、庁内の応援も得て体制を強化し、患者の体調確認にウェブを導入するなど効率的な実施に努めることに加え、医師会の協力を得てオンライン診療や往診体制の充実を図りました。また、軽症者の重症化予防のための抗体カクテル療法は開始されたばかりですが、保健所で対象者を的確に選定し、治療可能な医療機関へ搬送しています。

なお、回復した患者がリハビリ等の目的で転院が必要な場合は、既に区内の病院の中で連携できていると認識しております。今後も、患者の命を守るため、病状に応じた適切な医療が的確かつ迅速に提供されるよう、都や医療機関と連携し、体制の整備に努めてまいります。

○若林ひろき君 自席より再質問をさせていただきます。

それぞれ課題が山積している中で一定のご答弁をいただきました中で、今後の障がい児者施策についてという項目で、私はここで、るる、そもそもの措置制度から国の全体の流れ、それからその中で品川区が障害児者福祉に一生懸命取り組んできた、こういうことをご紹介したつもりでございます。そういった中で3点にわたって、特に今のご答弁ですと最低限のご答弁の内容だというふうに私は理解をいたしました。特に障害のある方へのメッセージをお聞かせくださいというところに、私個人としては強く思いを乗せた質問をさせていただいたつもりでございます。

そういった意味では、今のご答弁ではなかなか、私というよりも利用者の方々、また当事者、団体の方々にとれほどのメッセージが届いたのかなというふうに思いましたので、あえてここでそのメッセージについて区の思い、これからの障害者施策の向上に向けた思いというものをぜひいま一度お聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 品川区は、かつてから福祉については力を入れてきた区であると自負をしております。当然のことながら障害者福祉についても力を入れてまいりましたし、これからはしっかりと進めていかなければならないというふうに思っております。障害のある方もない方もこの品川区で生き生きと生活ができる、そういう区でありたいと願っております。

そして、そのための様々な施策は個々いろいろな面で充実をしていかなければならないというところがありますけれども、やはり何といたってもこうした仕事についてはしっかりと計画を立てて、その計画を着実に実現していくということが大事だというふうに思っております。そのためには様々なお知恵を拝借しながら、とりわけ区議会の皆様方のお知恵、そしてまた区民の様々な団体からのお知恵、そしてまた一般区民の方々からの区に寄せるいろいろなお便り、こうしたものからも障害者施策の在り方について模索をしながら、その実現を図っていかなければならないというふうに思っております。

一般的に障害のない方が多くいらっしゃる、その方のペースで世の中が進んでいるというふうに私は思っております。したがって、障害のある方が自分の意見を述べる場、あるいは自分の考えで行動する機会というのは非常に限られているというふうに思っております。品川区といたしましては、そうした方々が活躍できる、あるいは行動できる、あるいは活動できる、そういった場を、そして機会をしっかりと保障していくことが大事だというふうに考えております。

したがって、先ほど申しましたような障害福祉計画、あるいは障害児福祉計画を着実に実行していくことはもちろんでありますけれども、区民全体が障害者の方々に対してのしっかりとした見解を持つということも必要だというふうに思っております。そういう意味で、広報活動、あるいは区議会の議員

の皆様方と一緒にあって福祉の充実に努めてまいりたい、このように決意をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（塚本よしひろ君） 以上で若林ひろき君の質問を終わります。

次に、西本たか子君。

〔西本たか子君登壇〕

○西本たか子君 無所属・西本たか子、一般質問を行います。

9月5日、東京2020オリンピック・パラリンピックが終了しました。世界の新型コロナウイルス感染拡大により1年遅れての開催でした。開催できるかどうか不安もあり、無観客など本来の姿から大きく変更せざるを得ない状況だったものの、大きな感動、勇気をいただきました。全ての選手の皆様、大会運営に関わった方々に偉大なる尊敬を表します。一刻も早く感染が終息し、当たり前前の生活が当たり前になることを願い、質問をいたします。

新型コロナ禍における区政運営についてです。

新型コロナウイルス感染が全世界に蔓延し、既に1年と9か月を過ぎました。感染はいまだ終息の兆しもなく、緊急事態宣言が延長を繰り返し、全国民が自粛生活を強いられています。様々な変異株のウイルスへ変化し、その感染の状況も大きく変化をしてきました。現在は、感染力の強いデルタ株の感染が大半を占め、子ども間での感染が危惧されます。

このコロナ禍において、品川区のよさ、強みの認識が高まり、評価する事業の展開もありますが、弱み、改善を要することなど、今後の区政運営に対し、課題とその対応について示唆される事象が多く見受けられます。感染の終わりは数年先とも言われています。この大苦難をどう乗り切るのか、区政運営についてよいところは伸ばし、改善を要するところは大胆に変えていく。勇気を持った区政改革に着手していただきたいという願いを込めて質問いたします。なお、具体的な数値をもってお答えいただきますようお願いいたします。

品川区における新型コロナ感染の現状および対応、実態について具体的な数字でお答えください。区の体制、実態が全く見えません。品川区において何が起きているのか、近々の具体的な数字で以下お示しください。年齢別感染者数および軽症、中等症、重症数、自宅療養中の人数および入院が必要であるがやむなく自宅療養になっている方、自宅療養中に亡くなられた方の人数、濃厚接触者で待機中の人数、学校内での感染状況、児童・生徒および教師、高齢者施設、保育園、幼稚園、医療従事者関係での感染状況をそれぞれ数値でお答えください。国、東京都の感染対策の影響がどのように品川区の感染に反映しているか、感染者の動向からその成果についてのご見解を伺います。

感染者の状況確認のための区の体制と実績および今後の課題について伺います。品川区において日々の感染者数が200人を超える日もありました。対応しなければならない感染者数と、それに関わる人数と立場、健康管理の実態について伺います。課題と今後の考え方、対処方法をお示しください。さらに、後遺症の実態はいかがでしょう。現状把握および困っている方々へのサポートについてのご見解を伺います。

次に、国、東京都、品川区の関係について伺います。幾度もの緊急事態宣言の発令で私たちの生活は一変しました。そして、国、東京都のいきなりの区民の皆様への協力要請も多々あり、困難と混迷を来しながらも受け入れていただきました。特効薬がない現状で、感染対策は区民の皆様のご協力なしにはなり得ない現状であります。国、東京都の連絡体制、区の現状をフィードバック、要請、権限移譲の規

定などはあるのか、それぞれの役割分担と現状をお示してください。これからさらに実態に応じた対策を区主導で計画実行することが必要になってきます。あわせて、経済支援です。品川区独自の政策が実行できる状況であるのか伺います。

次に、医師会、薬剤師会、歯科医師会等の協力体制について伺います。感染対策を実効性のあるものにしていくには、医師会、薬剤師会等の強固な協力体制は不可欠です。感染対策についてどのような話し合いがされ、対策を講じているのか。さらに、医療的な支援から様々なアドバイスもあったかと想像されます。この間、医師会、薬剤師会からの要望などはあったのか、調整をどのようにされていたか、急な国や東京都からの事業展開もあったと思います。その際の調整はどのようにされたのか伺います。歯科医師会との協力体制についても伺います。

今後の関係機関との調整の在り方について伺います。関係機関との情報交換、協力体制は、これから来る苦難に対し非常に大きな大切な視点と考えます。国や東京都の指示待ちでは、区民の皆様方の実態に応じた迅速な対応はできません。今後の区政運営に対して非常に大きな視点と考えます。区のご見解を伺います。

区民への情報開示について伺います。感染力の高い変異コロナウイルスに立ち向かっていくには、さらなる行動変容を起こすような強いメッセージが必要です。それには透明性のある情報開示が要です。現在の情報開示に対して非常に私は不満です。品川区で何が起きているのか、品川区が何をしようとしているのか、さらに危機意識があるのか、不安感をかき立てる状況は避けなければなりません。情報開示がなされないことはかえって不安感を抱かせることとなります。今の区政運営に非常に欠けている点と感じます。東京都からの情報待ちでは、品川区の実情に合った対策を打つことはできません。

区は、積極的に情報収集・分析し、対策を具体的なメッセージとして伝えること、感染状況、保健所業務、医療関係の現状、自宅療養への対応、できないことがあるならばその理由を明確にし、対策について品川区の現状、姿勢を示すことが安心につながります。そして、施設での感染が確認された場合、施設名を伏せていますが、かえってうわさや風評被害を被ることにもなります。公表の在り方も今後検討すべきと考えます。情報開示について改善を求めるとともにご見解を伺います。

次に、検査体制です。品川区は、陽性の疑いのある患者さんや濃厚接触者等に対し、医師の判断によってPCR検査を実施していますが、感染拡大を抑えていく大きな方法の1つとして検査体制にあります。目に見えない、匂いもない敵であるウイルスと戦っていくためには、徹底した検査が必要です。墨田区では区独自で検査体制を取り、大きな成果につながっています。区独自でできる範疇でありますから、品川区も検査体制の充実を図られるよう強く要請いたします。特に保育園、幼稚園、学校においては、濃厚接触者だけではなく定期的な検査は必要と考えます。ご見解を伺います。

若者世代の感染者の状況把握と生活支援についてお聞きします。品川区において、65歳以上の方々の2回目ワクチン接種終了者は9月13日段階で87.3%と高く、高齢者に対しては、民生委員や町会・自治会、高齢者クラブの方々のご尽力をいただき見守るネットワークが構築され、守られた世代と言えるでしょう。

非常に心配されるのは、1人住まいの若者が多いということも品川区の特徴です。しかし、この年代の方々へのアクセス方法がありません。自宅療養も多い。自宅療養中に急変し、お亡くなりになってしまうケースが非常に増えています。頻繁に保健所からの連絡もない今のオンライン受診の仕組みで助けられるとは到底思えません。若者世代で自宅療養している方々の対応について早急に考えるべきです。

さらに、ひとり親家庭で保育者が感染した場合、具合が悪く、子どもの世話ができない、御飯も作れ



ない、ゴミ出しさえできない、1か月以上もごみの中で生活しなければならない実態も出ています。その対策を具体的にお示してください。

学校での感染状況と対応について伺います。子ども間での感染が危惧される中で、9月から学校も始まりました。約3週間となりますが、現状はいかがでしょう。感染拡大に伴う学級、学年、学校閉鎖の基準、濃厚接触者の感染確認のルールなどが必要と考えます。品川区の対応をお知らせください。あわせて、保育園、幼稚園の対応、私立保育園、認証保育園に対する品川区の指導が必要と考えますが、現状および今後の対応について伺います。さらに、これからの取組については、広く保護者の方々に示すことで安心感につながります。情報伝達の徹底を求めます。ご見解を伺います。

次に、ワクチン接種における諸問題と対策について伺います。

墨田区のワクチン接種の迅速な対応が非常に評価されています。地元医師会とも協力体制が際立っています。国のワクチン接種計画とは異なり、ワクチン供給量が少ないことから、墨田区は区の判断で医療従事者からスタートしたことにより、医療従事者の安全をキープしたことで士気を高めることにもつながったといいます。接種券も都内で最も早く住民に発送したことで、自衛隊センターでの接種年齢の引下げにも住民は対応できた。この対応の根底には、危機、災害時の頭で考えること、大事なことは一人でも多くの方がワクチンを打つことという考え方があります。

品川区では接種券を求め長蛇の列をつくり、密状態になったことは記憶に新しいと思います。墨田区では、住民から「大人は自衛隊センターに行こう。区のワクチンは子どもたちに回そう」という声上がり、住民自ら行動を取ったというのです。これは、日頃から住民へ理解されるよう、区のメッセージ、努力があったのだと思います。若者のために接種会場を夜間、駅前に設置、託児所も完備したというのです。住民主体の対策が随所に取られていることに感心します。

さらに、供給状況からファイザー社製以外のワクチンの必要性を考え、国のモデルナ社ワクチンの使用許可を受け、即座に判断し入手しました。これが大きな成果となっているというのです。通常議会で補正予算に迅速に対応できているとのこと。議会で住民の要望に対する議論をすることで情報共有が図られ、現場の状況に応じた対応もできたことも、墨田区の成果につながっています。私たち議会も大いに参考にすべき点と感じました。

さらに、抗体ワクチン情報をいち早く取り入れたことで、医療崩壊を食い止めることもできているというのです。国の情報をいち早く察知し、医師会の先生方と勉強会を5月からしているのです。先手先手で実行している。これは、区独自の判断でできるのです。墨田区の例は非常に参考にさせていただきたいと期待を込め、質問いたします。

ワクチン供給および接種目標についてです。国は、ワクチンの供給は大丈夫と言っておきながら、自治体ではワクチンがない、接種したくてもできないというのが現状です。ワクチン供給のめどをどう考えていますか、対処方法はどのようにお考えでしょうか。アストロゼネカ製ワクチンも開始されました。副反応や効力において心配される方も多くいると思われ。接種状況と理解を深める方策とその効果について伺います。さらに、年齢別における接種目標、時期についても伺います。

副反応の実態について伺います。ワクチン接種後の副反応については周知されていることではあります。品川区において、重篤化したケース、命に関わる症状が出るなどの現象はあったのか、品川区における実態をお知らせください。重篤化した場合の処置、対応についてお答えください。

抗体チェックの仕組みについて伺います。ワクチン接種が広がる中で、接種したからとて100%抗体価が高いわけではありません。さらにいつまで抗体価が高く続くか不明瞭であり、個人差もあります。

ブレイクスルー感染も認識されるようになってきました。今後、検査体制の中に抗体検査を含める必要性が高くなるのではないかと考えます。簡便な抗原・抗体検査ができる検査方法も出てきました。感染リスクの高い施設の従事者に対し、気楽に自分で検査できるよう体制を整え、安心してお仕事をさせていただくよう求めます。

次に、子ども施策について伺います。

オンライン授業での教育格差について伺います。感染拡大で学校が一斉休校となり、GIGAスクール構想もあったことから、オンライン授業が急速に進みました。校内での使用から校外での使用が必要になったことから、区の教育委員会も迅速に対応されることと思います。しかし、インターネット環境が同じではなく、その環境の違いから教育格差が起きてしまうのではないかと危惧されます。品川区における導入の状況およびインターネット環境の調査、改善を要する事項とその対策を伺います。

また、感染の不安などで自主的に登校せず、オンライン授業を自宅で受けた場合、出席になるのか、出席停止とするのか、品川区のお考えを伺います。出席停止の扱いの場合、受験の内申に影響はないのか確認します。自宅でオンライン授業を受ける場合、小学校低学年などは保護者のサポートがないと困難であり、環境による教育格差につながる要因の1つと考えます。教育格差につながらないための対策について伺います。

コミュニケーションの再構築についてです。感染対策により、運動会や学習発表会などの集団学習、友達との楽しい給食も黙食になり、学校教育におけるコミュニケーションの学びが少なくなっていると考えます。さらに、自粛ばかりでストレスも多く抱えているかもしれません。家庭環境も大きな変化があったと考えます。子どもたちのコミュニケーションの学びや心のケアについてどのように取り組んでいるか、今後考えられる課題と対策について伺います。

次に、児童虐待と児童相談所の役割についてです。厚生労働省によれば、2010年度の全国の児童相談所への相談件数は、18歳未満の児童虐待に対する相談件数が過去最大の20万5,029件、前年度より5.8%、1万1,249件多く、30年間連続して増加していると報告されました。特に警察等からの相談が50.5%と多く、夫婦間の暴力が子どもの前で行われる面前DVが多くなっているのです。コロナ禍で親子が自宅で過ごす機会が増えている要因で虐待の増加が気になるところです。数字上では顕著な関係はないようではありますが、水面下ではあるかもしれません。状況把握は必要と考えます。区として把握されているか、またその必要性についてのご見解をお聞きします。

また、改正児童福祉法では、家庭の重要性の認識から家庭への支援の必要性に変化しました。社会的養育という考え方、児童養護施設等に入所させるのではなく、里親優先になっています。さらに施設においても、子どもの個々の福祉のニーズに基づく個別支援になり、地域小規模化を推奨されています。この法改正に伴い、今後開設する児童相談所の運用について伺います。子育て支援から地域資源が直接子どもに関わる子育て支援が重要であり、品川区の特徴を最大限生かせるものになると期待されます。区のご見解を伺います。

次に、住民主体のまちづくりと安心・安全な街へです。

住民が納得いくまちづくりについて伺います。区議会議員として5期、約18年間、各地域の変わり行く姿を見てきました。多くの事業が行われていることに改めて驚かされます。密集市街地で危険度も高いと認識されている中で、区民の皆様の安心・安全を確保するための再開発という評価もあるものの、品川区の魅力とは何だろうという戸惑いもあります。再開発を進める上で納得いかない方から異論が沸き上がります。非常に残念に思うとともに、住民合意の取り方について見直しすべき点があると考えま

す。

まちづくりは、一部の方や事業所主導で進めるべきものではありません。住民の合意を形成していくのは非常に大変な作業ではありますが、これからのまちづくりは、常に我が街という意識を持ちながら、地域全体で進めていくべきと強く考えます。品川区まちづくりのマスタービジョンの改正は、令和3年か4年に行うことになっています。住民との合意形成を主眼に置いて進めていかれることを強く要望し、区のご見解を伺います。

水害における初動体制について伺います。品川区は、目黒川、立会川、多摩川に挟まれた地域の特徴から、水害による被害が多々生じております。水害に対する初動体制について明確ではありません。震災に対して避難所運営等の訓練などを行い、町会・自治会の皆様の意識も高く、着実に進められています。しかし、水害に対しての意識はいかがでしょう。避難所設置がいつ、どのタイミングで、どこに、運営は誰がするのか、防水対策、避難方法、危険箇所など不明な点が多い現状です。防災対策を運用するにしても、水害という視点でまとめ、周知、訓練は必要と考えますが、区のご見解を伺います。

最後に、安心・安全なまち品川区にするために、羽田空港新ルートへの運用は撤回すべきです。国土交通省では、羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会を開催しています。この検討会では、A・C滑走路に着陸する前提で検討がなされています。この滑走路を使用する限り、品川区の上空は必ず通ることになります。

品川区にしてみれば、固定化回避ではなく、固定化ではないでしょうか。技術的に検討しているルートを地図上に落とし込み、示すべきです。コロナ禍で当初の計画から大幅に変わっているのですから、以前のルートに変えるよう強く要請をすべきです。さらに、固定化回避検討会をどのように捉えているか、ご見解を伺います。

以上で西本たか子の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

**○区長（濱野健君）** まず最初に、まちづくりに関するご質問についてお答えを申し上げます。

区では、防災性の向上など、それぞれの地域が抱える課題を解決するため、地域の実情に応じたまちづくりが地域主体で進められるよう支援をしているところでございます。区では、令和4年度にかけて品川区まちづくりマスタープランの改定を予定しております。現在の地域課題を的確に捉え、地域のまちづくりの方向性をより明確にし、共有しやすい言葉で表現するなど、地域の合意形成が一層円滑に進められるよう取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

**○品川区保健所長（福内恵子君）** 私からは、コロナ禍における区政運営についてお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染の現状と対応についてです。9月5日までに報告された年齢別感染者数は、20歳未満1,441人、20代3,217人、30代2,810人、40代2,011人、50代1,401人、60代595人、70代440人、80歳以上393人です。病状は日々変化するものの、9月8日現在、重症または中等症で入院中298人、中等症または軽症で宿泊施設療養中109人、自宅療養中の軽症者495人となっています。

8月中は入院が必要でも自宅療養となっていた方がいたものの、現在は感染者数が減少していることから、調整後翌日には入院できている状況です。なお、これまで自宅療養中に適切な医療等を受けずに亡くなられた区民はおりません。また、自宅待機中の濃厚接触者で保健所が把握可能なのは区民の家族までであり、会社等での濃厚接触者は把握できないため、総数を把握しておりません。

学校での感染者は、累計で8月末現在、児童・生徒351人、教職員40人、高齢者施設の利用者は167人、職員143人、保育園は園児181人、職員178人、幼稚園は園児23人、教職員9人となっています。また、区内医療機関における感染者は、9医療機関で患者98人、スタッフ82人でした。これまで国および東京都の方針に基づき、区における感染症対策を展開しており、4回にわたる緊急事態宣言の遵守等、一定の効果があつたものと考えております。

次に、区の体制についてですが、事務職、看護職による派遣職員や都・全庁からの応援職員最大97人で、1日200人以上の新規陽性者や1,500人近くの自宅療養者に対応してきました。職員の健康管理のため、連続2日間の休みや土日・祝日勤務の際は平日の代休取得等最大限配慮してきました。後遺症については、相談があつた場合に東京都の後遺症相談窓口をご案内しているところです。

次に、国、都、品川区の関係についてです。新型コロナウイルス感染症対策において、国は基本的対処方針等を定め、都は病床等の確保や広域調整を担い、区は感染者に一義的に対応するなど役割分担しており、国は都からの情報はウェブ上で提供され、保健所ではすぐ対策に生かすとともに、ウェブ会議等で意見交換を行っております。また、区独自の経済支援については、融資あつせんの拡充や新型コロナウイルス感染症対応特別助成など多くの支援策を推進しています。

次に、医師会、薬剤師会、歯科医師会との連携・協力ですが、定期的なウェブ会議等により最新の情報を共有しつつ、オンライン診療や往診体制の整備により、区民への医療体制が滞ることがないように対応してきたところです。今後も密に連携してまいります。

次に、区民への情報開示についてですが、区では品川区新型コロナウイルス感染症対策本部において、区の感染状況を分析・評価して感染症対策へ反映しており、区の感染症情報については、区ホームページで毎週最新情報を公表しております。感染者を確認した施設名の公表については、混乱を生じないように十分に留意しながら情報開示を行っており、引き続き適切に対応してまいります。

次に、検査体制については、高齢者施設の従事者は定期的な検査を実施していますが、保育園、学校においては感染予防に資する適切な時期に検査を行うこととしていることから、現在のところ、定期的な検査を実施する予定はありません。

次に、若年世代への生活支援ですが、発生届受理後電話で病状を確認し、連日体調確認を行うとともに、自宅療養者へは区や都が2週間分の食料等を配送し、生活支援を行っております。ひとり親家庭で保護者のみ陽性となった場合、親子同時に宿泊療養施設で療養するなど生活支援も含めて確実に対応しているところです。

次に、9月からの学校の状況ですが、各学校では感染対策をより徹底しつつ授業を再開し、現在のところ、学校内で感染拡大は起きていません。学級閉鎖等については、国のガイドラインを参考に総合的に判断しており、各授業ごとの行動やマスクの着用状況等を確認の上、保健所と連携して濃厚接触者を特定し対応しております。幼稚園、保育園等においても、保健所と連携して個別の状況に応じた判断をしているところです。

〔保健整備担当部長秋山徹君登壇〕

**○保健整備担当部長（秋山徹君）** 私からは、ワクチン接種における諸問題と対策についてお答えいたします。

初めに、ワクチン供給についてですが、今後の供給が不透明な中、区では、ファイザー社のほかアストラゼネカ社、モデルナ社のワクチン接種を開始しました。アストラゼネカ社ワクチンは、ごくまれに血栓症や手足のむくみ、低血圧などの症状が出るとの報告があるものの、ワクチン有効率は70%を超え

るとされております。9月2日から予約を開始しており、副反応等の情報についても区ホームページに掲載しております。

新型コロナウイルスの接種については任意であることから、その達成を前提とした目標値は定めておりませんが、最終的に80%を超える接種率になると想定して体制を整えております。また、ワクチンの供給によりますが、区としては、希望する区民の方が11月を目途に接種できるよう準備を進めているところです。

次に、副反応についてです。区の集団接種会場において、アナフィラキシーショックにより救急搬送を行った事例はございますが、死亡を含めて重篤化した方はおりません。健康被害については、国が予防接種によるものと認定した場合、予防接種法に基づく障害年金の給付などの救済が受けられます。ワクチン接種後の抗体検査については、感染を防ぐ抗体価の基準が不明確で、今後の知見など注視してまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

**○教育次長（米田博君）** 私からは、子ども施策に関わるご質問のうち、教育についてお答えいたします。

まず、区で導入したタブレットについては、携帯電話回線を使用した通信機能を備えており、学校はもとより、児童・生徒の自宅においても問題なくインターネットが利用できる環境になっております。

次に、感染症の不安により、登校せずオンライン授業を受けた場合は出席停止とし、欠席扱いとはしておりません。したがって、受験の内申への影響もありません。

次に、オンライン授業ですが、各学校では、双方向のコミュニケーションアプリについて、児童・生徒が自宅で1人でも使えるように指導しております。ご心配の低学年児童に対しては、使い方について学校内でも上級生が支援するなど、特に丁寧に進めております。また、電源の入れ方や基本操作の説明などについてのリーフレットを家庭に配布し、児童と保護者が事前にも一緒に操作を学ぶことができるようにしています。

最後に、児童・生徒のコミュニケーションについてですが、授業ではタブレットを利用してグループによる意見交換をしております。また、学校行事を学年別に行ったり、オンラインを活用したりするなど工夫して交流活動を行う場を確保しております。

さらに、心のケアについては、担任や養護教諭を中心に日頃から児童・生徒の変化をつかみ、必要に応じてスクールカウンセラーや、学校支援チームであるハーツなど専門家と連携して対応しています。しかしながら、課題としては、コロナ禍で児童・生徒の交流機会がさらに減ることや、不安や緊張が高まることが考えられます。今後とも、各学校においては感染予防と学びの保障のバランスを図りつつ、学校行事をはじめとする教育活動を進めるとともに、これまで以上に家庭や関係機関との連携を密にして、児童・生徒の心の安定に努めてまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

**○子ども未来部長（柏原敦君）** 私からは、児童相談所等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍における児童虐待の状況についてですが、感染症の拡大と虐待との明確な関連性は見られませんが、区における心理的虐待の取扱件数は増加しており、各ケースへの対応において、個々の状況把握に努めているところです。

次に、社会的養護の考え方についてですが、区内児童養護施設の連携を図りつつ、平成28年の児童福祉法改正により明確にされた、家庭と同様の環境における養育の推進という「家庭養育優先の理念」を

踏まえ、児童相談所における里親の登録促進や支援等の在り方について現在検討しているところです。区民に身近な区が児童相談所を開設することにより、子ども家庭支援センターをはじめとする庁内関係部署、民生・児童委員、子育て支援団体、警察署など区内の多様な資源を生かして、品川区の子育ち・親育ちを支援する体制を構築してまいります。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、水害における初動体制についてお答えします。

区ではこれまで、ハザードマップの周知や防災情報を伝達する手段の拡充など、風水害発生時に備え対応を進めてまいりました。また、今年度より風水害時に開設する自主避難施設を変更するなど、区民の方が安心して避難できる体制を整えております。訓練については、今年度から区職員による自主避難施設の開設訓練を開始しました。その際、訓練状況を地域の方に確認してもらい、いただいたご意見を今後の施設運営に反映をしております。激甚化する風水害に備え、平常時における区民の周知啓発、災害発生時における迅速な区の対応など、引き続き風水害対策を進めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、固定化回避検討会に対する区の評価についてですが、令和3年8月25日に開催されました第4回検討会では、導入の可能性のある2つの飛行方式が選定されたということで、一歩進んだ検討状況が示されたと受け止めております。

次に、検討結果の地図への反映についてですが、国では今後、選定した飛行方式について具体的な検討を行っていくとしております。地図への反映につきましては検討が進む中で示されると考えますが、区としても具体的な方策が早急に示されるよう国に求めてまいります。

○西本たか子君 自席から再質問させていただきます。いろいろご答弁ありがとうございました。様々な質問があるわけですが、これから決算もありますので、そちらでしっかりやりたいと思いますが、確認したいことが2点ございます。

1点は、感染対策について、ワクチン対策についてもいろいろと、るる質問を挙げさせていただきました。今回6割、7割以上がその質問なんですけど、なぜかという、品川区がやっている、いろいろ行動を取っているということが分からない。ホームページで感染者数、それからワクチンのワクチンメーターなどは分かります。そして、ワクチンの特徴なんかも、東京都とか厚生労働省のほうに飛ぶような形になっていますから、大方分かります。

知りたいのは、品川区で何が起きているんですかということです。それで、区は何しているんですか、どういう対応しているんですか、大丈夫なんですか、区民の皆さんの命は助かっているんですかということをお聞きしたいんです。なので、そこをちゃんとメッセージを伝えてください。そのメッセージが伝わらなければ、行動変容は起きません。行動変容を起こしていくということがこれからの大きな課題になりますので、今回の私の質問というのは、品川区が何をしているのかを品川区の区民の皆様方に伝えてくださいということをおっしゃっているので、それのお答えをしてください。

それから、羽田空港の新ルートです。A滑走路、C滑走路で着陸というのは、これは誰が考えても品川区の上空を通るんですよ。それをちゃんと示してください。国の方向を待っているのではなくて、品川区から要求してください。ちゃんと地図に落としてください。どこを通るルートを考えているんですかということをお聞きしたいと思うんです、品川区として。品川区の住民の皆さんの命がかかっているんですから……

○副議長（塚本よしひろ君） 西本たか子君、質問をまとめてください。

○西本たか子君 はい。なので、そこの待ち状況ではなくて、積極的なアプローチが必要ではないかということをおは主張しておりますので、それに対しての答弁をお願いします。

〔保健整備担当部長秋山徹君登壇〕

○保健整備担当部長（秋山徹君） ワクチンその他、新型コロナ対策におけるご質問にお答えいたします。

区民への情報提供というのは、るるお答えしたように、ワクチン、それからコロナ感染症に対する細かい詳細な情報をお出しするのと同時に、大きなことを答えていく、解説するというのが一つの方向だと思っております、区長からのメッセージ等々出しておりますので、そちらのほうをご覧いただければと思います。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化のご質問にお答えいたします。

まず、固定化回避検討会におきましては、現在、通算4回開催されておまして、これまでいわゆる先端技術がどのように飛行ルートに適用できるかということが検討されまして、その検討の積み重ねによって、12通りから今は2通りまで絞り込まれたという状況だというふうに認識をしております。そうした中、現在採用できるこの技術とともに、現在の航空機にそれがどういったような形で適用して、具体的なルートとして生かしていけるかというところは、これから国として検討を進めるというふうに示されているところでございますので、区といたしましても、その検討状況は注視しなければいけないと考えますが、その結論についても、具体的な飛行経路ですとか、あるいは便数などもございますが、そうした方策が早急に示されるよう引き続き国に対して求めてまいります。

○副議長（塚本よしひろ君） 以上で西本たか子君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時54分休憩

○午後0時59分開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

中塚亮君。

〔中塚亮君登壇〕

○中塚亮君 日本共産党を代表し、一般質問を行います。

初めに、各地で頻発する豪雨災害、区民の命を守る対策強化をです。

巨大化する台風や発達した線状降水帯などによる豪雨災害が相次いでいます。背景に気候危機と言われる地球規模の気候変動があり、CO<sub>2</sub>削減は死活問題です。しかし、菅自公政権の目標も計画も国際的に大きく遅れ、石炭火力および原発に依存するもの、日本共産党は、省エネと再生可能エネルギーで2030年までにCO<sub>2</sub>を50%から60%削減する戦略を発表しました。その実現に全力を挙げたいと思います。その上で今回は豪雨災害の対策強化を求め、質問します。

数十年に一度とされる豪雨に出される大雨特別警報、しかし、最近では毎年のように各地に出されています。テレビでは「命を守る行動を」などの報道が続き、これが品川区だったらどうなるのか、現実の

問題として考える機会が増えています。品川区は、土砂災害、目黒川氾濫、立会川氾濫などの際に避難指示などの避難情報をあらかじめ定められた地域に出し、区民に行動を呼びかけます。また、大雨特別警報のときには、豪雨の中での避難は危険なので、自宅の2階に上がるなどの行動も呼びかけられます。その中で、特に移動が困難な高齢者や障害者について、事前に準備すべきこと、災害発生後取るべき行動、避難所における避難生活への支援など、それぞれの事情に沿った個別計画をあらかじめ作成することが必要です。豪雨災害の際に避難が困難な高齢者や障害者などについて、移動や避難生活を支援する個別計画の作成と訓練の実施を求めますが、いかがでしょうか。

また、避難先の環境改善も重要です。台風直撃などに際し、自宅での滞在に不安を感じる方を受け入れる施設として、学校など区内15か所が自主避難施設として開設されます。また、土砂災害、目黒川氾濫、立会川氾濫などの際にもそれぞれ避難場所が開設されます。区は、水、食料について必要な方にはお渡しすると説明。パーテーションについては増備を早急に進め、避難所環境の改善につなげていきたいと説明。

しかし、その備蓄はパーテーション1,200個、簡易ベッド100個。区は風水害の避難者数を1,200名としますが、首都直下型大地震の被害を踏まえるならば、とても足りません。また、避難先の運営マニュアルは区民に公開されておらず、これでは現状の計画を知ることや改善は進みません。パーテーション、簡易ベッドの備蓄について早急に大幅な追加を行うこと、また体育館の中で設置するテントを備蓄に追加すること、各自主避難施設および避難場所の運営マニュアルを区ホームページに公開すること、それぞれいかがでしょうか。

コロナ対策の徹底も重要です。特に自宅療養者への対応、避難先での検査や陽性者のゾーン分けの徹底が急務です。コロナ感染が広がる中、自宅療養者の避難を支援する計画を作成すること、また、各自主避難施設や避難場所での検査体制と陽性者のゾーン分けを求めます。それぞれいかがでしょうか。

豪雨災害で自宅を失い、生活再建までの間、避難場所での生活を余儀なくされる方への支援も必要です。現状の計画では、避難所があふれた際にホテルを活用する計画ですが、避難所環境の改善やコロナ対策のためにも、災害発生後について学校などの避難場所からホテルを避難所として借り上げ、移動し、避難生活を送る支援計画が必要です。災害発生後自宅を失い、避難生活を余儀なくされた方について、ホテルを避難場所として借り上げ、学校などからホテルへと移動する計画の作成を求めますが、いかがでしょうか。

次に、区のアンケート調査にも「急ぐ必要なし」の声。区民不在で進める、JR開発のための超高層新庁舎は中止をです。

コロナ危機が区民生活に深刻な影響をもたらし、暮らしや営業への支援強化が急がれる中、品川区役所の超高層新庁舎の検討が急ピッチで進められています。現在の調査は議会棟も含め、10年前に36億円をかけて耐震補強工事を行い、最低でもあと15年使える建物。しかし、品川区は、基本構想・計画・設計を進め、4年後には新庁舎建設に着手、6年後には現庁舎解体の計画です。新庁舎計画策定委員会で区は建設規模と建設候補地を示し、新庁舎を15階から17階と説明しました。これは、現在の2倍以上となる超高層です。

2年前に建て替えを行った渋谷区庁舎は15階、エレベーターは実質4基のみのため、出勤時には20分から30分前に来ないと間に合わない事態が起きました。また、1フロアの面積が半分以下となったため、住民も職員も階段を上下に行ったり来たりすることが増えました。26階建ての文京区庁舎でも、朝昼など移動が多い時間帯において、なかなかエレベーターに乗れない状況が生まれています。エレベーター



ターは高層用と低層用に分かれています。例えば20階から10階に移動する場合には、13階で一度乗り換えなければならない不便が起きています。

超高層の庁舎は、上下の移動だけでなく、防災面でも大きな問題があります。直下型大地震でエレベーターが停止すれば、上下移動は困難に。メンテナンス会社が復旧する計画はありますが、広域災害の場合、いつ復旧できるのか、その見通しは立ちません。また、災害時は全庁的な対応が必要になりますが、エレベーターが止まれば、特に中高層に配置された部署は、災害時にその役割を發揮することが困難になり、これでは防災拠点としての区役所機能が發揮できません。

昨年第4回定例会でこの点をただすと、区は、超高層で建っている役所はいっぱいあると説明。現に発生する問題への解決策は一切示されず、もはや開き直りです。超高層の新庁舎について、住民や職員の日常的な上下移動の困難は問題ではないのか。また、災害時のエレベーター停止は、防災機能として問題とは考えないのか伺います。平常時はもちろん、災害時の業務も踏まえ、新庁舎は低層型が望ましいと思うが、いかがでしょうか。

新庁舎の事業費について、策定委員会にて合計約400億円との報告がありました。これは、国、都所有分などを除くと、約340億円が品川区の持ち出しです。品川区は、来年度予算編成に関する依命通達でコロナ禍による歳入減を挙げ、歳出について原則5%マイナスシーリングを各部局に通達しました。コロナ禍の中、困窮する区民への支援や、中小、そして個人事業主への支援の充実が急がれているのに、区民のための予算は削減を求め、一方で新庁舎には400億円もの税金をかけ、今進めるとは間違っています。

現に、世田谷区をはじめ、八千代市、八女市、下田市など、予定していた庁舎建て替えをコロナが終息するまで延期するなどの自治体が相次いでいます。400億円もの新庁舎事業費をどのように捻出するのか。400億円もの新庁舎建設をコロナ禍で進めるのはやめること。福祉予算を圧迫させるマイナスシーリングは撤回すること。それぞれいかがでしょうか。

策定委員会には現庁舎の課題が示されました。その課題とは、例えば「トイレ入口に階段がある」です。しかし、それは庁舎にある数多くのトイレの中の2か所だけの話で、しかも近くにバリアフリートイレがあります。ほかに「案内表示が不十分」「将来のICT化を想定した環境の整備」「庁内動線が複雑」などを課題としていますが、いずれも庁舎建設を急ぐ理由には当たりません。さらに、今、新庁舎建設を進めてほしいという強い区民世論はありません。

品川区は、基本構想策定に向け区民アンケートを実施。その自由記述欄には「コストを抑えるべき」などコストに関する意見が20件、「庁舎整備よりも優先すべきことがある」など、新庁舎は不要という意見も17件寄せられました。しかし、それでもなぜ新庁舎建設を品川区は急ぐのか。それは、品川区がJR開発における利益を最大限保障するために便宜を図っているからです。

区は、大規模な大井町再開発「大井プレス構想」を掲げ、C地区やE地区などの開発を先行的に牽引するため、JR広町社宅の解体を機に区はJR東日本との共同研究を行い、2018年に協定書を締結。JRによる駅前ホテルやオフィスビル、商業施設などの広町地区が示され、11月下旬に都市計画決定を狙っています。区は、大井町駅前の一等地にある区有地を区画整理でJRに差し出し、さらに容積率緩和などで建物を超高層化、そして現庁舎跡に大規模な集客施設となるアリーナを建設し、JR開発の利益を最大化します。

JR開発に品川区が便宜を図る一方で、区民にはどんな弊害があるのか。駅前一等地の区有地を失い、代わりに区が取得する土地は、地下にりんかい線が走り、建築面積は半分以下に制限がかかる敷地です。

この新庁舎敷地は、そもそも面積は今より6割しかなく、さらにその土地も半分以下しか建物に使えないため、必要な床の確保には上に伸ばすしかなく、上下移動や防災上の問題のある超高層になるのです。結局は、建設を急ぐ理由も、問題がある超高層になる理由も、全てJR開発の利益を最大化し、大井町開発を加速させるため、区民のための庁舎を開発利益のために使い、しかもコロナ禍で多額の税金を使って進めるとは、地方自治体の行うことではありません。JR開発利益の最大化のために新庁舎を利用し、JRに便宜を図る広町開発は中止すること、また新庁舎検討は一旦停止し、必要性も含め区民に意見を聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、「ツブロック禁止」「肩より長い髪を下ろしたまま禁止」「下着は白」など、中学校の理不尽な校則は見直しをです。

区立中学の理不尽な校則について、具体的な事例や生徒の声を紹介し、見直しを求め、1年がたちます。この間、品川区教育委員会は、校則について「校長会で教育長より見直しの指示をした」「生活指導主任会でも見直しの検討をしている」と説明。また、今年6月には文部科学省より校則の見直しの通達が出され、その内容は「一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかと」いった旨の指摘もされている。「校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において定められるもの」「絶えず積極的に見直さなければなりません」とし、生徒が話し合う機会をつくることやPTAへのアンケート、学校ホームページへの掲載などの事例が紹介されました。

私は、改めて中学生に話を聞きました。昨年も伺い、今年は中学2年生となった男子生徒です。校則について聞くと、「遂にツブロックが認められました」とうれしそうに話していました。今年4月に2年生になった際、全校集会で校長先生より説明があり、禁止だったツブロックが認められたのです。この生徒は、「髪型まで規制されることに息苦しさを感じていた。社会人も先生もツブロックにしているのに、中学生は禁止とはおかしい。今年は校則が変わった画期的な年です。自分も初めてツブロックにしたら、夏は涼しく、格好いいので気に入っています」と話します。

しかし、「肩より長い髪を下ろしたまま禁止」は変更されず、女子生徒からは、男子は髪型禁止が変わったのに、なぜ女子の髪型禁止は変わらないのか。髪を下ろしたままは好きだし、認めてほしい。結びたいときは言われなくても自分で結びますと話します。

校則について、国は、校則は学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において定められるもの、絶えず積極的に見直さなければなりませんと通達を出したが、区教委も同じ認識か伺います。ツブロック禁止をやめた校則の変更について、校長会で具体的な改善例として情報共有し、全校でツブロック禁止を見直してほしいが、いかがでしょうか。また、肩より長い髪を下ろしたままはなぜ禁止のままなのか、伺います。

私は、改めて中学校の校則について、昨年と今年の変更点を調べました。見直しに向けて検討中の学校もあるとのことですが、変更されたが、依然として問題がある校則が残っていました。例えば髪型について、「極端にサイドを短くするモヒカンやツブロックなどは不可」から「極端にサイドを短くするソフトモヒカンやツブロックなどは不可」に変更されました。まず、この学校は校則変更後もツブロックは禁止です。また、ソフトモヒカンが新たに禁止となりました。そして、肩より長い髪を下ろしたままは禁止のままです。

これらの髪型は、いずれも社会では十分通用しています。しかし、校則で禁止とは、このどこが教育目的を達するために必要かつ合理的な範囲なのでしょう。かつてツブロックなどの髪型禁止について教育次長は、授業や行事に集中できず、学力の定着や友人関係の構築ができなくなるなど、過去の経

験や事例に基づくものと答弁しました。ツブブロックだと授業に集中できない、学力や友人関係に問題が起きる、そんな実態はどこにもありません。

また、人より目立っている、異なっていることでいじめや友人関係に問題が起きるといふなら、違いを理由にいじめを行うことが問題なのです。髪型を個性として認め、どのような自分でありたいか、どのように人から思われたいか、自分らしさとは何かを考え、行動できるよう成長する場が学校ではないでしょうか。禁止事項を並び立てるのではなく、子どもの権利条約に示された意見表明権を保障し、学校は生徒と正面から向き合うことこそ重要です。

また、下着の規定も、校則が変更されたが依然として問題が残っています。昨年までは、「衛生管理上、男女ともに白の下着を着用しましょう」でしたが、今年は「衛生管理上、男女共に白っぽい目立たない下着を着用しましょう」に変更です。色の指定だけでなく、新たに見た目が追加されました。

「下着は白、は何のためか」の質問に、教育次長は、「目立たない色を選ぶという社会常識にのっとり採用しているものと理解」と答弁しました。何色が社会常識なのかの問題ではなく、前回も指摘しましたが、その校則を確認するために生徒に下着の色を聞くことも見ることも重大な人権侵害であり、セクハラです。下着の色が目立っているかどうかをどのように確認し、何を指導するのか伺います。中学生の下着の色や見た目を校則で指定することは、セクハラだとは思わないのか伺います。

多くの生徒が、校則で禁止している理由を「社会では通用しないから」との説明を受けています。しかし、例えば品川区役所では、職員の髪型や下着の色について禁止事項や色の指定はありません。社会では決まりはないのに、むしろ学校だけが理不尽に定めているのです。生徒を管理の対象として見るのではなく、個性と多様性が十分に発揮できる学校教育を望みます。校則について生徒や保護者にアンケート調査を行い、学校と意見交換を行うこと。また、校則を学校ホームページに公開し、幅広く意見を募ること。それぞれいかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、豪雨災害への対応についてお答えを申し上げます。

まずは、避難行動要支援者の個別計画の作成と訓練の実施についてですが、今年度より震災を想定した個別計画の作成を進めており、風水害時にはその計画をできる限り準用することを検討しております。また、訓練につきましては、震災時における避難誘導訓練は町会ごとに実施しておりますが、風水害時に対応した訓練につきましては、避難行動要支援者ごとに実施することを含めて検討しております。

次に、避難施設における生活環境改善のための備蓄についてですが、今年度、簡易ベッドを200台追加で導入するほか、既に備蓄しているエアーマットの活用や、国などからの支援物資を併用して対応してまいります。テントにつきましては、既に備蓄している屋根付きのパーテーションなどにより対応することとしており、区で備蓄することは考えておりません。また、運営マニュアルにつきましては、各自主避難施設、避難場所ごとに作成しておりますが、運営は全て区職員が実施することから、ホームページの公開はいたしません。

次に、被害施設における新型コロナウイルス感染症対策についてですが、自宅療養者が避難された場合には、体調確認の連絡など療養支援を継続して行えるように庁内で連携することとしております。また、検査が必要な方にも的確に対応できるよう、保健所や医師と連携し対応いたします。また、各自主避難施設、避難場所においても、区民避難所と同様に、感染のおそれのある方と一般に避難される方の避難スペースを分けることとしております。

次に、避難施設としてのホテル利用につきましては、あくまで区有施設での受入れができない場合の補完的な利用を想定しており、区有施設での避難生活を基本として考えております。

その他のご質問等につきましては、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、新庁舎整備計画等についてお答えいたします。

まず、新庁舎における区民および職員の上下階への移動につきましては、利用目的に合わせた円滑な移動が可能となるよう、エレベーターや階段等の適切な配置を計画してまいります。また、災害によるエレベーター停止時でも、職員各自の役割を明確化することで、移動等による防災体制への影響を最小限にする考えです。防災機能が十分に発揮でき、併せて区民からの「分かりにくい」「移動しづらい」という声を改善できる新庁舎を計画してまいります。

次に、新庁舎建設費用につきましては、基金や起債などの活用を検討しております。マイナスシーリングにつきましては、限られた財源で重点施策が着実に実施できるよう、既存事業についてスクラップ・アンド・ビルドの視点から見直しを行うものであります。なお、生活保護など社会保障に係る扶助費については、シーリングの対象外としております。

次に、広町開発につきまして、令和2年11月に策定しました大井町駅周辺地域まちづくり方針に沿った適切な土地利用計画に基づき土地を再編し、官民連携して整備を進めてまいります。また、現在、意見フォームにより、新庁舎につきまして区民の皆様のご意見を集約しています。今後もよりよい庁舎となるよう計画を進めてまいります。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 私からは、校則に関するご質問にお答えいたします。

まず、校則についての国の通達の内容は、区としても同様の認識です。また、校則は公共の場で多くの人々と円滑に生活するための心構えをつくるものであり、各学校が地域や生徒の実態を踏まえながら自律的に定めるものと理解しております。校長・園長連絡会では、これまでも髪型等について話をすることはありますが、校則の見直しの詳細については、生活指導主任会で情報共有しております。

次に、肩より長い髪についてですが、学校では、生徒の学習や運動の際の安全・衛生面への配慮、身だしなみの1つとして束ねることを日頃から指導しております。

次に、下着の色についてですが、夏場の白いシャツの下に着用する肌着が目立つ色であれば、教員が目視で容易に確認できるものと理解しております。学校生活は、社内と同じく生徒たちにとっての公的な場であり、かつ地域の方や他校との交流、面接試験等の機会もある中で、社会性を身につけていくために指導しているものと認識しております。また、このような指導は、まだ心身の発達の過程である生徒に対する適切なものであり、セクハラのご指摘とは別次元と考えております。

最後に、校則の見直しは、既に各学校において生徒や保護者からアンケートを取ったり、生徒会や校区教育協働委員会で協議したりして、生徒や保護者、地域の意見を踏まえた上で行ってまいります。また、ホームページでの公開については、各学校の判断に基づくものと考えております。

○中塚亮君 自席より再質問させていただきたいと思っております。

まず、豪雨災害です。ホテルでの避難のことですが、区有施設が基本とのことでした。熱海市の土砂災害では、災害発生翌日には全員ホテルに避難できました。自宅を失い、避難生活を余儀なくされた方が引き続き学校の体育館というわけではなく、ホテルに移動すれば避難環境が改善できると思うんですけども、その辺を伺いたいと思っております。

次に、広町開発です。コロナ禍の下、400億円もの税金を使って、駅前の区有地までJRに協力して区画整理し、ホテルやオフィスビル開発に品川区が便宜を図る。一方、品川区は、新庁舎はりんかい線のために建物が建てられる敷地は半分以下の土地に代わり、問題ある超高層となる。庁舎は区民の財産です。400億円は税金です。駅前の区有地も区民の財産です。これらを使ってなぜJR開発に便宜を図るのか伺います。新庁舎建設は半分以下しか建てられない、こんな不利な土地をなぜ受け取るのか。不公平だとは思わないのか伺います。

最後に、校則です。肩より長い髪ですが、束ねることを日頃から指導です。下ろしたままだと、生徒の学習や運動の際に問題があるとの答弁ですが、そんな実態はありません。必要なら自分で結びます。また、社会人では髪を下ろしたまま受け入れられています。ツーブロックはオーケーになった学校もありました。ならば、髪を下ろしたままも認めるべきです。この禁止事項のどこが教育目的を達成するために必要かつ合理的なのか説明してください。

そして、下着です。教員が目視で容易に確認できる。つまりは、下着を見ている、チェックしているということですか。女子生徒を目視で確認する、指導することがセクハラだと指摘したのです。男性もですが、生徒の下着を見ること、指導すること、これがセクハラだとはなぜ思わないのか。重大な人権侵害はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、豪雨災害における対応についての再質問にお答えを申し上げます。

先ほども申しましたように、避難施設として使うというのは、普通は区が用意した施設があります。しかし、そうした区有施設で受入れができない場合、要するに容量であるとか、あるいは災害の度合いというようなことでもって受入れが困難な場合、あるいは受入れができない場合、補完的な利用ということで想定しておりまして、その場合にはやむを得ずそういうこともあるかと思いますが、あくまで区有施設での避難生活を基本ということで考えているところでございます。以上です。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私から中塚議員の再質問にお答えいたします。

広町地区のまちづくりにつきましては、大井町駅周辺地域まちづくり方針に基づき、大規模な土地再編により必要な機能を集積するなど、適正な土地利用計画に従い進めていく方針としております。土地の再編に当たりましては、土地区画整理事業の導入を予定してございまして、JR東日本を含めた各地権者が公平な負担の下に適正な事業計画に基づき進めていくものでございます。JR東日本に便宜を図るといったものではございません。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 校則に関する再質問にお答え申し上げます。

まず、髪を束ねることで、安全面、衛生面で懸念されることはないというようなご指摘でございますが、学校の生活の中では、例えばですが、理科の実験や家庭科の調理実習において、髪を束ねていないことにより火がつく、液体がかかるなどのおそれが考えられます。技術の実習や体育では巻き込みによる事故の可能性もございます。衛生面では、給食の配膳時に髪の毛が入る、触れる、つくなどが考えられます。このように長い髪を束ねることは、日常生活の中でも様々な場面で行われているものと理解しているところです。

それから、下着の教員からの指導ということでのお話でございますが、通常、夏のいわゆる薄着になったときに目立たない色のものを着用しているという校則に照らして、目視で目立つような形での確認

がされているというようなことであれば指導をしているものであり、特にじかに見てというようなことを行っているわけではありませんので、人権侵害等のご指摘には当たりません。あくまでも校則にのっとって指導しているものでございます。

○中塚亮君 再々質問を行いたいと思います。

まず、豪雨災害におけるホテルでの避難生活ですけれども、熱海市では、土砂災害の際では事前にホテルと協定があったことが役に立って、災害発生の翌日には全員ホテルに避難をすることができました。そのため、食事や入浴、プライバシーの確保などが可能になり、また、医師や保健師、また支援物資も施設に集中できるようになったので、運営がとても効率的になったと伺いました。豪雨災害、風水害で自宅を失った方が引き続き学校の体育館というわけではなくて、ホテルに移動することは環境改善につながると思うんですね。ぜひとも実施していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

広町開発ですけれども、適切だとおっしゃいますが、新庁舎の建設地は半分以下しか建物が建てられない。こんな不利な土地をなぜ受け取るのか。明らかに不公平だと思います。そこまでしてJRが進めるホテルやオフィスビル開発に品川区は便宜を図る。そして新庁舎に400億円、これは区民の税金です。新庁舎は一旦中止して、今はコロナ対策こそ優先すべきです。こうした支出は区民支援にこそ充てるべきです。36億円かけて新庁舎は耐震補強工事を行い、あと15年もつのですから、中止すべきだと改めてと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、校則です。下着の色は目視で容易に確認できると。生徒の下着のチェックをするのはやめてほしい。これは重大な人権侵害発言です。人権感覚がない。下着を容易に目視で確認できるなんて、先生や教育委員会がそういう目で生徒を見ているのかと思うと、生徒が見られているかと思うと、これは重大な問題です。こんな学校だったら行きたくないと思う生徒もいると思います。私は教育長に伺いたい。下着をチェックする、目視で確認する。やめていただきたい。教育長に教育次長の先ほどの答弁の撤回を求めますが、いかがでしょうか。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 災害時の避難施設のホテル利用という再質問でございます。もちろん一般的には避難は、それぞれの学校、あるいはそうした区の施設に避難をしていただくというのが原則であります。したがって、まずそこをしっかりと用意をしていくというのが我々の第一の務めであります。しかし、どうしても区有施設で受け入れられない場合、そういう意味では補完的な利用を想定しておりまして、いわゆる組合との協定も結んでおるわけでありまして。区内のホテル旅館組合と災害時協力協定を締結しているわけでありまして。しかし、できるだけこれは区の施設で受け入れたいということで、先ほどのような答弁、補完的な利用をホテル等については考えているということでございます。

以上です。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 中塚議員の再々質問にお答えいたします。

新庁舎の部分で不公平があるのではないかということですが、やはり区が所有している土地をどのように有効に活用するか。それは大井町の再編ということで最終的に公平に使っていかうという形でございます。当然便利になるところも多くあると思います。

それと、今現在、区民のアンケートを取ったところ、防災に対する備えをしてほしいというところがすごく高い形です。一度耐震はしておりますけれども、それで万全だという形にはならないような状況も今後考えられます。そういった意味で、最大の防災の拠点として使えるような新庁舎に変えていき

いというふうに考えております。様々区民要望等も受けておりますし、策定委員会等でもご意見を受けておりますので、そういった中でよりよい庁舎を目指していきたいと思っております。

〔教育次長米田博君登壇〕

○教育次長（米田博君） 校則に関する再々質問についてお答えをさせていただきます。

目立たない色のものを着用というようなことで校則があれば、学校生活、日常生活の中で、薄手の着用になったときに目視でそれが目立つというようなものであれば指導をしているということであって、一つ一つ中身を確認しているものではないというようなことを申し添えさせていただきます、人権侵害には当たらないということと考えているところです。

○議長（本多健信君） 以上で中塚亮君の質問を終わります。

次に、せお麻里君。

〔せお麻里君登壇〕

○せお麻里君 自民・無所属・子ども未来を代表して一般質問をします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の対策についてお聞きします。

第5波で猛威を振るった新型コロナですが、冬に大きな第6波が来るとも考えられますので、引き続き行政が対策を取らなければなりません。まず、皆さんもう嫌というほどされています、私たち一人ひとりの基本的な感染症対策が大切です。しかし、現在蔓延しているデルタ株は、東京iCDCによると、従来株より感染性が1.32倍高いと言われているアルファ株よりも感染性が1.5倍高い可能性があるということです。デルタ株に置き換わっている現在では、対策をデルタ株に合わせて行っていただき、オール品川でコロナを収束させていきたいですので、ご協力よろしくお願いいたします。

さて、基本的な感染症対策に加えてできることの1つは、ワクチン接種です。もちろん接種は強制ではありませんが、発症予防効果は従来株で約95%、デルタ株においては低下したという発表もありますが、アメリカの疾病対策センターは、入院や重症化に対する有効性は依然として高いと報告しています。現在使用されているワクチンに関して、政府は追加の3回目接種を実施する調整に入ったとも報道がありました。ただし、イギリスでは3回目の接種を行う必要は今のところないと医学誌で発表されたと、情報や対応はものすごいスピードで変わります。

品川区が3回目接種に向けてもし準備するのであれば、対象が高齢者になってからですが、ワクチン接種の準備や実施が少しだけ落ち着いてきた現在は、この3回目接種の想定や準備だけはしておくべきと考えます。そこで、先日の厚生委員会では、個別接種会場の対象を順次小児や障害者などの配慮が必要な方に限定していくと報告がありましたが、個別接種会場も含めた3回目接種の現在の準備状況を教えてください。

次に、陽性者となったときの支援です。特に自宅療養となった方は、報道でも自宅で急変して亡くなるという悲しいニュースが立て続けに流れ、不安の大きさは計り知れません。現在は、品川モデルと呼ばれるようになったオンライン診療の仕組みをはじめ、往診も開始していただき、医師会や薬剤師会には感謝いたします。皆さんご存じのとおり、コロナに関しては、重症化する患者をいかに減らすかが重要です。最近では、7月にいわゆる抗体カクテル療法で使用するロナプリーブが特例承認され、大変期待されています。臨床試験では入院や死亡のリスクが7割減ったとの報告があります。

東京都は、その対象者を、重症化リスクを有する方で酸素投与を必要としない軽症・中等症、発症から7日以内の方としています。7日以内ですので比較的早急に対応しなければなりません。当初、入院している重症化リスクがある患者に活用していましたが、デルタ株が猛威を振るってからは、軽症・中

等症の患者は入院できない状況に陥ってきたので、宿泊療養施設や酸素ステーション、そして外来での投与も可能となりました。最近では、昭和大学病院の外来において、抗体カクテル療法の準備をしているとの報道もありました。

そこで、午前中にも少しほかの議員の答弁にありましたが、品川区保健所において、陽性者となつてから抗体カクテル療法につなげるまでの過程や仕組みを教えてください。その中で現時点での課題があればお聞かせください。

続きまして、保健所の今後の体制です。度々申し上げてきましたが、コロナ禍以前から保健所の業務は多岐にわたり、それを保健所で全てこなすという状況にあります。現在のいわゆる第5波においても、保健所業務に携わる保健師、看護師や事務職員の方など増員していただいているのはありますが、保健所や庁舎に足を運んでいただいている業務をされていると認識しています。

個人情報保護の観点も十分理解はできますが、感染リスクが高まるという観点から、そして保健所業務に携わる職員の働き方改革としても、できる限りリモートワークを取り入れていただき、業務の改革を行っていただきたいと考えます。看護師においては、結婚・出産を機に仕事を辞めている方も多く、リモートであれば、この大災害級の非常時なので少しでもお手伝いしたいと考えている方が集まるのではないのでしょうか。冬の第6波が来る前の準備として、このような業務改革について見解を伺います。

2点目の質問に移ります。

昨年4月4日定例会の一般質問で子どもの事故を取り上げましたが、先日も福岡県で保育園の送迎バスに5歳児が置き去りにされて死亡するという、言葉にするのもつらい大変痛ましい事故が起きました。主には職員1人で送迎していたことと出欠確認を行っていたことが大きな要因ではないかと考えます。まず1人で送迎していたことに関してですが、幼稚園・保育園などの送迎バスに関する国の法律や基準ではなく、園で独自にマニュアルを作成しているところが多いと聞きます。この事故を受けて、福岡県では保育所に実態調査を行ったということでお話を伺いましたが、8月23日時点で送迎を行っている239施設のうち8施設は、乗用車を運転手1人で運行していて、さらに103施設には送迎マニュアルがなかったとのことでした。

そこで、品川区ですが、保育園と公立幼稚園には送迎バスはなく、3分の2ほどの私立幼稚園には送迎バスがあると認識しています。保育園と幼稚園で状況が異なることは理解しておりますが、品川区内の私立幼稚園で職員1人で送迎している園はあるか、送迎バスに関するマニュアルは存在しているのか、お聞かせください。そして、マニュアルは必ず作成していただき、品川区が内容を定期的に確認することも必要と考えますが、現在までどの程度区が関与してきているのか、現状をお聞かせください。

次に、原因と考えられる2点目の出欠確認を怠っていたことです。昨年の一般質問において、欠席の連絡がない保護者に対しては、必ず園から連絡するというのをマニュアルなどに加えるべきと質問したところ、答弁は、マニュアルに記載はありませんが、その都度保護者に連絡し、状況の確認を行っているとのことでした。連絡をすることは様々な場面において事故などを防げるかもしれない行為で、とても重要と考えます。欠席の確認連絡について、区立園だけではなく、全ての保育園・幼稚園に区が周知して、こちらにもまた運営マニュアルにも記載すべきと考えますが、改めて見解を伺います。

さらに、朝の出欠確認だけではなく、時々園児の人数確認をする。例えば園外に出るとき、外で遊んでいる最中、園内に戻るときなど必要ですが、基本を忘れてしまうときもあります。朝だけではなく、場面が変わるごとに確認していただくことも忘れないような対策を示していただくよう要望いたします。



また、こちらも前回食品に関するところで質問しましたが、出欠確認や人数確認の場面などでヒヤリハットが起こった際にも報告を義務づけていただき、その報告を品川区全体で共有すれば、どのような場面が危険なのかを多くの職員が知ることができ、改善につながります。これはヒヤリハットを起こした職員に懲罰を与えたり、さらしものにしたるものではありません。医療機関では、誰もが起こす可能性があるということを前提に、インシデント・アクシデントの報告を義務づけ、定期的に職員が閲覧して共有し、業務改善につなげています。

園児の事故につながるようなヒヤリハット事例は全て区立園も私立園も報告を義務づけて、それを品川区内で閲覧できるシステムを構築していただきたいのですが、見解を伺います。保育園・幼稚園などは、未就学児が1日の多くの時間を過ごす場所です。事故は大人のチェックの積み重ねで減らせますので、品川区においても小さな改善を積み重ねていただきたいと要望いたします。

変わりまして、区立保育園の民営化についてお聞きします。区では既に5つの区立保育園の民営化を公表し、そのうち三ツ木保育園は今年の4月に民営化されています。民営化することに反対するわけではありません。民間活力で品川区に新しい風を送り込んでいただくのは素晴らしいことだと思います。ただ、現状障害があるお子さんに関して、私立園においては医療的ケアがないお子さんは多くの園で受け入れてくださっていますが、医療的ケア児は、人材の確保や設備面などの課題があり、すぐに受入れは困難と理解しています。

就労されている医療的ケア児の保護者にとって、現状は以前から医療的ケア児に関して受入れをされている区立園が選択肢となることが多いです。そこで、公表された5園において医療的ケア児の選択肢が減ることがないように、引き続き医療的ケア児の受入れを実施していただきたいのですが、5園の現状をお聞かせください。また、民営化ガイドラインには「相当数は区立による運営」とするとありますが、区立園と私立園のすみ分けはどのようにお考えか、役割分担をされるのか、そのような方向性について見解を伺います。

3点目の放課後の居場所についてお聞きします。

先ほど医ケア児の質問をしましたが、今年の6月11日、参議院本会議で医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が可決され、今月施行です。これまで各省庁や地方自治体の努力義務とされてきた医療的ケア児への支援が責務となります。そして、医療的ケア児を持つご家族の負担軽減とその家族の離職防止が目的でもあります。

現在、品川区では、区立の保育園、幼稚園、小中学校においては、医療的ケア児とご家族が希望すれば、その園の状況にもよりますが、看護師を配置して通うことができます。とてもうれしく思っています。しかし、残念ながら、まだ支援が整っていないのは、小学生以上の医療的ケア児の放課後の居場所だと認識しています。放課後等デイサービスや日中一時支援があるのではと思われる方もいらっしゃると思います。ただ、特別支援学校に通われているお子さんが、例えば放課後は放課後等デイサービスに週5日通うとなると、障害がないお子さんとの触れ合いは少なくなります。

東京都が、就労されている特別支援学校の保護者のために支援学校内に学童を今後設置すると聞いていますが、就労している保護者にとってはそれほど切実です。保護者の就労支援という面ではそのような場所も必要ですが、共生社会を実現するに当たっては、地域の保育園・幼稚園・小中学校のように比較的インクルーシブな場所、共に過ごせる放課後の居場所を地域と密着した基礎自治体がつくる必要があります。

そこで、すまいるスクールですが、医療的ケア児支援法を受けて、今後の運営に関してどのような

ジョンをお持ちかお聞かせください。また、すまいるスクールで医療的ケア児の受入れが困難であれば、例えばこれから改築などを行うような児童館で受入れ可能にしたり、小学生以上を対象に預かりも行いながら気軽に相談などもできるインクルーシブひろばベルを発展させたような場所を設置するなど、検討が必要になると思いますが、見解を伺います。

最後に、現在のすまいるスクールに関して。長期休暇中の昼食には自宅からお弁当を持参していますが、仕出し弁当を注文できるという選択肢を増やせないか議論したいと思います。今までも何名もの議員が質問していますこの議論についてですが、進展はありません。私と同じように初めて子どもが就学した保護者の方も含めて、本当に毎日お弁当を持たせることが大変だというお声が多くあります。

少しだけ品川区の保護者のお声を紹介いたします。「夏休みは特に約40日間と長く、その間ほぼ毎日食中毒に気をつけながら作っているけれども、だんだんと冷凍食品にも依存するようになります。果たしてそれが子どもにとってよいのか分からなくなります」。次に、「民間の学童にはお弁当があるので、お弁当があるという理由で民間学童に連れていっています」というお声だったり、「助けてもらえるものがあるという安心感が欲しい」など、ほかにもたくさんのお声をいただきました。今や共働き家庭は増えて、働き方も多様化しています。ひとり親の家庭も増えています。そのような時代の変化に合わせて食事の在り方も変化してよいのではないのでしょうか。

仕出し弁当導入に当たっての課題ですが、これまでの区の答弁には、栄養やカロリーなど十分配慮されたものが提供されるべきとあります。もちろん保護者の愛情も含めた、その子に合ったお弁当を食べるという考え方は理解できます。しかし、先ほどのお声のように、作るのに疲れてきて冷凍食品に頼るといのはよく聞きます。私もそうです。御飯は当然ですが、朝と夜もあって、保護者はそれぞれの献立に毎回頭を悩ませています。休憩として仕出し弁当を注文できる日もあるという安心感が心の安定につながり、このような小さな支援の積み重ねで、安心して子育てできる品川になるのだと思っています。

それでは、他区の取組はどのようなのでしょうか。都内の13の区市ではシャシヨクラブというシステムを利用しています。豊島区はワタミ株式会社と事業協定を締結しています。やり方としては、目黒区や北区では父母会が中心となり、仕出し弁当の業者と父母会が契約をして実施しています。渋谷区や豊島区では、区が主導で全ての学童に対して仕出し弁当が選択できるようにしています。いずれも注文は保護者がウェブなどでできます。このようにそれぞれの自治体に合ったやり方で進めるべきなのだと思います。

品川区においては、父母会などが存在しないため、自治体主導での導入が望ましいと考えますが、自治体主導といっても、渋谷区においては業者とそれぞれの保護者で契約をしていて、予算の執行も必要なく、学童の職員の負担も最小限です。

そこで、すまいるの職員の負担に関してですが、渋谷区などはごみをお子さんが持ち帰ります。豊島区は、回収する容器をお使いなので、食べ残しと容器を職員とお子さんで分別するので、そこで少し負担がありますが、そのときに「残すと捨てなきゃいけないね」などと話すことで、食育にもなるとお聞きしました。職員がお弁当を確実に注文した子どもに渡すことも大変ではないかというお声もあるようですが、通常17時にすまいるではおやつがあり、そのときに対象のお子さんに間違いなく渡すというのをやっているの、新たな行為ではないとも聞いています。

さらに、ほかの自治体の例ですが、八王子市の学童においては学校給食を提供しています。これは、栄養面でも、食中毒に関しても、アレルギー対応もクリアして、課題をかなり解決できます。品川区に合った方法を取り入れるために、学校給食という選択肢もあることを最後にお示しました。このよう

に様々な自治体の事例を参考にし、品川区の主導ですまいるにおける長期休暇中の昼食に仕出し弁当を注文できるよう導入を始めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、保育園・幼稚園に関するご質問についてお答えを申し上げます。

初めに、私立幼稚園での園児の送迎バスについてであります。各園では、送迎バスに必ず2人以上の職員が乗車し、園児の安全確認を行っていることを把握しております。また、送迎バスに関するマニュアルにつきましては区が随時確認を行っており、マニュアルのない園につきましては、作成を働きかけてまいります。

次に、保育園・幼稚園での欠席確認についてですが、私立園も含め各園では連絡なく欠席した児童がいた場合、必ず保護者へ連絡するなどの対応をしております。今後も欠席確認のルールのさらなる周知徹底をしております。

次に、保育園・幼稚園でのヒヤリハット事例についてですが、共有すべき案件は、区立・私立それぞれの園長会等を通じて共有を図っております。各園相互の情報共有につきましては、今後その手法などを検討してまいります。

次に、民営化を進めている区立保育園での医療的ケア児の受入れに関しましては、民営化後も引き続き受入れができるように体制の準備を進めております。今後の新たな受入れに関しましては、随時委託事業者との協議や調整を行ってまいります。

また、区立保育園と私立保育園の役割等についてですが、区立保育園は、区における乳幼児教育の中核を担っております。一方、私立保育園は、民間のノウハウを生かし、それぞれ特色ある多様な保育を展開しております。同じ認可保育所として今後もお互いに連携しながら、品川区の保育の質の向上に努めてまいります。

その他のご質問につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔保健整備担当部長秋山徹君登壇〕

○保健整備担当部長（秋山徹君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

初めに、ワクチンの3回目接種の準備状況についてですが、現時点では国から方針が示されていない状況です。今後、国の動きを注視しつつ、これまでの実施状況や課題を踏まえ、医師会等との協議、検討を着実に進めてまいります。

次に、陽性者となったときに抗体カクテル療法につなげる仕組みについてです。抗体カクテル療法は、発症から7日以内の酸素投与を必要としない軽症者で、50歳以上、肥満、慢性肝疾患や肺疾患等重症化リスク因子を1つ以上持つ人が対象です。現在、リスクの有無により選定した患者情報を都へ提供し、治療可能な病院へ依頼する仕組みと区内病院へ保健所が直接調整する方法で運用をしております。保健所が患者の搬送を担当しており、現在は若年層の陽性者が多く、対象が少ない状況ですが、今後対象者が増加した場合、迅速な搬送が課題となると考えております。

次に、保健所の業務改革についてです。新型コロナウイルス感染症対応の業務におけるリモートワークは、個人情報の保護が課題と考えております。個人情報を必要としない例えばコールセンター業務等はリモートワークが可能な側面もあるため、今後の検討課題とさせていただきます。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、すまいるスクールに関するご質問についてお答えいたします。

まず、医療的ケア児支援法を受けての運営についてです。学校とも調整を行いながら、児童の安全かつ適切な支援が提供できるかを見極めつつ、受入れを検討してまいります。また、すまいるスクールでの受入れが困難な医療的ケアが必要な児童の居場所につきましては、引き続き福祉部門と協議をしてまいります。

次に、長期休暇における仕出し弁当の導入についてお答えいたします。すまいるスクールは、毎日決まった児童のみが利用するいわゆる学童保育と異なり、保護者の就労にかかわらず児童が自由に利用できる場所となっています。そのため、日々顔ぶれが異なる児童を対象とするため、個々の健康管理やアレルギー対応など、実施に向けては課題が多いと考えております。

○議長（本多健信君） 以上でせお麻里君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくものとして令和2年度財政健全化判断比率報告書、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分等の報告1件、品川区私債権等の管理に関する条例第17条第1項の規定による債権の放棄について、監査委員から、令和3年度前期一般監査の結果について、令和3年5月から7月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第13までの12件を一括議題に供します。

---

日程第2

第52号議案 品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例

日程第3

第53号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約

日程第5

第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約

日程第6

第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約

日程第7

第57号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について

日程第8

第58号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更について

日程第9

第59号議案 （仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更について

日程第10

第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更について

日程第11

第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約

日程第12

第62号議案 専決処分の承認を求めることについて

日程第13

第63号議案 指定管理者の指定について

---

○議長（本多健信君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第52号議案、品川区立創業支援施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、創業を予定する者、新分野へ進出する中小企業等の支援を推進するため、西大井支援総合支援センターの共同事務室等を交流室、会議室および多目的室へと改修するほか、武蔵小山総合支援センターの事務室を廃止し、交流室を拡張するものであります。

本条例は、令和4年2月1日から施行するものであります。

次に、第53号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第54号議案、品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約について。

本案は、品川区立総合区民会館について施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は28億1,600万円、契約の相手は、新宿区津久戸町2番1号、熊谷・大明・加地建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店専務執行役員支店長・大野雅紀で、工事の概要は別添図面のとおりであります。

なお、本議案から第56号議案までの3議案の支出科目等は、令和3年度一般会計、令和4年度および令和5年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から令和5年8月31日までであります。

次に、第55号議案、品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約について。

本案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は27億9,950万円、契約の相手方は、品川区大井1丁目49番10号、大成温・横河・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長・水谷憲一であります。

次に、第56号議案、品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は20億5,040万円、契約の相手方は、品川区東五反田2丁目5番20号、新生・マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、新生テクノス株式会社中央支店支店長・高田敦仁であります。

次に、第57号議案、（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について、第58号議案、（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更について、第59号議案、（仮

称) 品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更について、以上3議案について一括してご説明申し上げます。

これら3件は、令和3年第1回定例会で議決をいただきました3契約におきまして、賃金水準に変動が生じたことから、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価、いわゆる「新労務単価」に基づき、契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、(仮称)品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の契約金額を18億7,000万円から18億7,576万4,000円に、(仮称)品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の契約金額を4億3,340万円から4億3,522万6,000円に、(仮称)品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の契約金額を5億9,180万円から5億9,270万2,000円に改めるものであります。

次に、第60号議案、戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更について。

本案は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました戸越台複合施設大規模改修工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項のいわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を21億9,240万円から21億9,508万4,880円に改めるものであります。

次に、第61号議案、しながわ区民公園北側ゾーン改修工事(第一期)請負契約について。

本案は、しながわ区民公園北側ゾーンについて施設の老朽化が進んでいることなどから、改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は9億7,900万円、契約の相手方は、品川区大井1丁目52番6号 コスモ大井町404号、日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所営業所長・萱森雄一郎で、支出科目等は、令和3年度一般会計、令和4年度債務負担行為であります。

なお、工期は契約締結の日の翌日から令和5年2月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第62号議案、専決処分の承認を求めることについて。

本案は、令和3年度品川区一般会計補正予算の専決処分について承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症陽性者数の増加に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保、自宅療養者に対する訪問診療等に要する経費を計上するものであります。

補正額は、歳入歳出とも5億4,225万5,000円を追加し、総額を1,851億5,602万6,000円とするものであります。

歳入、第13款国庫支出金は5億453万5,000円の追加、第17款繰入金は3,772万円の追加であります。

歳出、第4款衛生費は5億4,225万5,000円の追加で、予防接種費および感染症対策事業であります。

なお、本件予算につきましては、速やかに事業を実施する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

次に、第63号議案、指定管理者の指定について。

本案は、環境学習交流施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称はアクティオ株式会社で、指定期間は令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間であります。

以上で12議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定ください

ますようお願いを申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

日程第2につきましては区民委員会に、日程第3につきましては文教委員会に、日程第4から日程第11までの8件につきましては総務委員会に、日程第12につきましては厚生委員会に、日程第13につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第14から日程第18までの5件を一括議題に供します。

---

日程第14

令和2年度品川区一般会計歳入歳出決算

日程第15

令和2年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

日程第16

令和2年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第17

令和2年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第18

令和2年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算

---

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔会計管理者中山文子君登壇〕

○会計管理者（中山文子君） 令和2年度品川区各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定により、監査委員の審査に付し、そのご意見を添えて、議会のご認定を仰ぐものでございます。

この際、決算書とともに監査委員の審査意見書を提出しているほか、「主要施策の成果報告書」「各会計歳入歳出決算 事項別明細書」「各会計実質収支に関する調書」「財産に関する調書」および「各基金運用状況報告書」を提出しております。

初めに、一般会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は2,399億7,867万1,702円、歳出決算額は2,363億1,669万7,152円で、差引残額36億6,197万4,550円を翌年度へ繰り越しいたしました。

款別の収入済額につきましては、第1款特別区税は529億9,614万7,004円で、予算現額に比べ8億1,644万7,004円の増であります。

第2款地方譲与税は5億5,576万円で、予算現額に比べ346万円の増であります。

第3款利子割交付金は1億4,067万6,000円で、予算現額に比べ2,067万6,000円の増であります。

第4款配当割交付金は6億8,202万6,000円で、予算現額に比べ5,202万6,000円の増であります。

第5款株式等譲渡所得割交付金は7億9,779万1,000円で、予算現額に比べ2億7,779万1,000円の増であります。

第6款地方消費税交付金は103億232万4,000円で、予算現額に比べ10億7,767万6,000円の減でありま

す。

第7款環境性能割交付金は9,683万6,446円で、予算現額に比べ816万3,554円の減であります。

第8款地方特例交付金は2億7,493万3,000円で、予算現額に比べ5,493万3,000円の増であります。

第9款特別区交付金は396億7,477万8,000円で、予算現額に比べ4億3,522万2,000円の減であります。

第10款交通安全対策特別交付金は3,348万1,000円であります。

第11款分担金及び負担金は20億8,777万6,059円で、予算現額に比べ4,945万8,941円の減であります。

第12款使用料及び手数料は39億8,629万125円で、予算現額に比べ2億1,550万6,875円の減であります。主な収入は、道路占用料、区民住宅使用料および廃棄物処理手数料であります。

第13款国庫支出金は669億8,859万2,971円で、予算現額に比べ13億9,730万6,029円の減であります。主な収入は、特別定額給付金補助金、生活保護費および児童保育費であります。

第14款都支出金は181億6,761万4,390円で、予算現額に比べ3,923万7,390円の増であります。主な収入は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、保育対策総合支援事業費補助金および児童保育費であります。

第15款財産収入は15億917万7,005円で、主なものは地所賃貸料でございます。

第16款寄附金は4,789万4,892円で、主なものはふるさと納税寄附金であります。

第17款繰入金は299億7,992万6,000円で、主なものは財政調整基金繰入金であります。

第18款繰越金は51億1,271万6,190円であります。

第19款諸収入は57億5,393万1,620円で、主なものは、排水施設建設費収入および下水道管改修整備費収入であります。

第20款特別区債は7億9,000万円であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款議会費は8億1,165万8,873円であります。

第2款総務費は400億9,439万1,657円であります。不用額は17億665万343円で、主なものは、地域活動費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款民生費は1,292億2,894万2,548円であります。不用額は51億8,630万3,452円で、主なものは、保育支援費における負担金補助及び交付金の残であります。

第4款衛生費は139億6,782万6,010円であります。不用額は7億2,972万8,300円で、主なものは、保健予防費における委託料の残であります。

第5款産業経済費は42億8,665万3,158円であります。不用額は15億4,767万6,842円で、主なものは、産業経済費における負担金補助及び交付金の残であります。

第6款土木費は217億6,204万6,542円で、翌年度に1億2,489万円を繰り越いたしました。不用額は14億2,259万9,312円で、主なものは、木密整備推進費における公有財産購入費の残であります。

第7款教育費は249億1,317万6,262円で、翌年度に6,320万円を繰り越いたしました。不用額は20億6,789万7,738円で、主なものは、学校管理費における公有財産購入費の残であります。

第8款公債費は12億5,200万2,102円で、不用額は606万2,898円であります。

第9款予備費には、支出済額はございません。

以上が一般会計であります。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は355億1,218万3,117円、歳出決算額は345億9,036万2,415円で、差引残額9億2,182万702円を翌年度に繰り越いたしました。



款別の収入済額につきましては、第1款国民健康保険料は93億3,884万8,442円で、予算現額に比べ4億5,456万3,442円の増であります。

第2款使用料及び手数料は12万2,400円であります。

第3款国庫支出金は3億903万1,000円であります。

第4款都支出金は217億8,688万1,546円であります。

第5款繰入金は34億9,708万5,712円で、一般会計からの繰入れであります。

第6款繰越金は4億9,220万6,231円であります。

第7款諸収入は8,800万7,786円で、主なものは、一般被保険者第三者納付金であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は7億2,147万7,632円であります。不用額は5,467万5,368円で、主なものは、一般管理費における委託料の残であります。

第2款保険給付費は211億7,480万2,368円であります。不用額は9億646万4,632円で、主なものは、一般被保険者療養給付費における負担金補助及び交付金の残であります。

第3款国民健康保険事業費納付金は121億1,478万1,131円であります。

第4款保健事業費は2億5,663万3,426円であります。不用額は5,629万7,574円で、主なものは、特定健康診査等事業費における委託料の残であります。

第5款諸支出金は3億2,266万7,858円であります。

第6款予備費には、支出済額はございません。

以上が国民健康保険事業会計であります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は88億2,918万819円、歳出決算額は87億4,647万6,055円で、差引残額8,270万4,764円を翌年度に繰り越しいたしました。

款別の収入済額につきましては、第1款後期高齢者医療保険料は44億2,166万6,600円で、予算現額に比べ265万7,400円の減であります。

第2款使用料及び手数料は5,400円であります。

第3款広域連合支出金は4,111万3,090円で、予算現額に比べ124万4,910円の減であります。

第4款繰入金は40億6,155万8,000円で、一般会計からの繰入れであります。

第5款繰越金は8,971万5,576円であります。

第6款諸収入は2億1,512万2,153円で、主なものは、葬祭事業費受託収入であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は1億8,506万4,473円であります。不用額は1,207万4,527円で、主なものは一般管理費における役務費の残であります。

第2款分担金及び負担金は81億7,778万2,985円であります。

第3款保健事業費は2億1,202万2,697円であります。不用額は4,103万9,303円で、主なものは健康診査費における委託料の残であります。

第4款保険給付費は1億6,442万円で、不用額は1,638万円であります。

第5款諸支出金は718万5,900円で、これは保険料還付金であります。

第6款予備費には、支出済額はございません。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入決算額は257億346万6,600円、歳出決算額は252億6,287万7,886円で、差引残額4億4,058万8,714

円を翌年度へ繰り越しいたしました。

款別の収入済額につきましては、第1款保険料は53億7,768万8,001円で、予算現額に比べ7,802万6,999円の減であります。

第2款使用料及び手数料は3,000円であります。

第3款国庫支出金は56億8,037万1,405円で、予算現額に比べ1,400万1,595円の減であります。

第4款支払基金交付金は65億837万1,862円で、予算現額に比べ2億2,398万9,138円の減であります。

第5款都支出金は38億5,682万8,435円で、予算現額に比べ1億1,071万4,565円の減であります。

第6款財産収入は16万438円であります。

第7款繰入金は42億3,105万5,000円で、これは一般会計と基金からの繰入れであります。

第8款繰越金は3,458万6,061円であります。

第9款諸収入は1,440万2,398円であります。

次に、款別の支出済額につきましては、第1款総務費は6億1,501万9,944円で、不用額は6,474万3,056円あります。

第2款保険給付費は230億2,307万7,802円あります。不用額は6億8,412万8,198円で、主なものは、施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金の残であります。

第3款地域支援事業費は14億4,701万9,880円あります。不用額は2億3,437万9,120円で、主なものは、サービス事業費の負担金補助及び交付金の残であります。

第4款基金積立金は6,777万8,598円あります。

第5款諸支出金は1億998万1,662円あります。

第6款予備費には、支出済額はございません。

以上が介護保険特別会計であります。

続きまして、災害復旧特別会計についてご説明申し上げます。

生活復旧特別会計につきましては、収入済額、支出済額ともにございませんでした。

以上で各会計歳入歳出決算の説明を終わります。何とぞ各会計決算をご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（本多健信君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されています。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。

本動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり決算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります決算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、決算特別委員会の正副委員長互選のため休憩し、第一委員会室に委員会を招集いたします。議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午後 2 時 35 分 休憩

○午後 2 時 47 分 開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

決算特別委員会委員長・渡部茂君、副委員長・小芝新君、副委員長・新妻さえ子君、以上のとおりであります。

次に、日程第19を議題に供します。

---

日程第19

請願・陳情の付託

---

○議長（本多健信君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、10月19日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は10月20日午後 1 時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 2 時 48 分 散会

---

議 長	本 多 健 信
副議長	塚本 よしひろ
署名人	鈴 木 博
同	おくの 晋 治